

令和7年第2回府中町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 開 会 年 月 日 令和7年6月20日 (金)

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和7年6月23日 (月)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (18名)

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 議長  | 力 山 彰 君   | 副議長 | 齋 藤 昇 君   |
| 2番  | 橋 井 肇 君   | 3番  | 安 部 智恵美 君 |
| 4番  | 森 本 将 文 君 | 5番  | 松 本 真 明 君 |
| 6番  | 梶 川 三樹夫 君 | 7番  | 木 田 圭 司 君 |
| 8番  | 三 宅 健 治 君 | 9番  | 川 上 翔一郎 君 |
| 10番 | 西 山 優 君   | 11番 | 坂 田 栄 一 君 |
| 12番 | 山 口 晃 司 君 | 14番 | 宮 本 彰 君   |
| 15番 | 田 中 伸 武 君 | 16番 | 二 見 伸 吾 君 |
| 17番 | 狩 野 雄 二 君 | 18番 | 金 澤 映理子 君 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員 (0名)

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

~~~~~○~~~~~

7. 説明のため会議に出席した者

| | | |
|-----------|---|-------------|
| 町 | 長 | 寺 尾 光 司 君 |
| 副 | 町 | 長 桑 原 強 君 |
| 教 | 育 | 長 新 田 憲 章 君 |
| 総 務 企 画 部 | 長 | 谷 口 充 寿 君 |
| 財 務 部 | 長 | 増 田 康 洋 君 |

| | |
|---------------|-----------|
| 福 祉 保 健 部 長 | 中 本 孝 弘 君 |
| 町 民 生 活 部 長 | 胡 子 幸 穂 君 |
| 建 設 部 長 | 磯 亀 智 君 |
| 建設部区画整理担当部長 | 井 上 貴 文 君 |
| 消 防 長 | 新 宅 和 彦 君 |
| 教 育 部 長 | 屋 敷 学 君 |
| 危 機 管 理 監 | 佐 藤 伸 樹 君 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 宍 田 貴 君 |
| 総 務 課 長 | 梶 山 睦 生 君 |
| 情 報 管 理 課 長 | 竹 林 邦 彦 君 |
| 管 財 課 長 | 正 木 伸 君 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 砂 崎 綾 美 君 |
| 高 齢 介 護 課 長 | 松 林 亮 君 |
| 教 育 総 務 課 長 | 宮 脇 理 恵 君 |
| 社 会 教 育 課 長 | 砂 崎 勇 介 君 |
| 社 会 教 育 課 主 幹 | 小 路 和 司 君 |
| 危 機 管 理 課 長 | 三 宅 敬 典 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 長 西 弘 子 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開議 午前 9時32分)

○議長(力山 彰君) 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和7年第2回府中町議会定例会第2日目の会議を開きます。

議事日程第2号を御覧ください。

本日の議事日程でございますが、御覧の日程で会議を進めてまいりたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めていくことと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、7番木田議員、8番三宅議員を指名いたします。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第2、一般質問を議題に供します。

一般質問は、慣例したがって、総務文教から順を追って、通告順に行います。

総務文教関係、第1項、学校給食費の公会計化と食材調達について、11番坂田議員の質問を行います。

11番坂田議員。

○11番（坂田栄一君） おはようございます。トップバッターということで非常に緊張しておりますので、ちょっと滑舌が悪いところがありますが、申し訳ありません。

それでは、一般質問をさせていただきます。

質問事項は、学校給食費の公会計と食材調達についてです。通告した内容を説明いたしますと、学校給食の公会計化とそれに伴う食材調達の在り方についてお尋ねします。

府中町立の小中学校では、令和5年度から学校給食費が公会計化され、保護者からの徴収及び食材費の支出を学校が直接扱うのではなく、町が一括して管理する形となりました。保護者の負担軽減や徴収事務の合理化、未納問題の対応といった点で、意義のある取組であり、一定の成果を上げていると認識しています。

しかしながら、給食に使用される食材の調達については、現在も入札ではなく随意契約が基本となっていると伺っています。

それでは、2点ほどお伺いいたします。

まず1点目に、随意契約を採用している理由です。食材調達は、品質や納品頻度、地域性への配慮など、価格だけでは比較できない要素があることは理解いたしますが、公費での支出となった以上、透明性と公平性がより一層求められるべきであり、入札による競争性の導入も検討する必要があると思います。

近年、令和の米騒動に端を発した随意契約、身近で起きた業者と担当者による贈収賄事件と、随意契約にまつわる危険性というものがあります。そこで、町としての随

意契約の妥当性を担保できているのか、お答えください。

2点目に、地元業者の参入機会の確保についてです。仮に随意契約を継続するにしても、その選定が固定化、形式化してしまえば、新規業者や地元業者が参入しづらくなるおそれがあります。

地域経済の循環や地産地消の観点からも、定期的な見直しや公募型の随意契約の導入など、より開かれた仕組みとする検討が必要ではないでしょうか。町の御意見をお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（屋敷 学君） おはようございます。教育部長です。11番坂田議員からの一般質問、学校給食の公会計化と食材調達についてに答弁いたします。

議員御指摘のとおり、学校給食について、令和4年度までは、学校が保護者から給食費を徴収し、食材を購入する、いわゆる私会計で処理をしてきましたが、令和5年度から教員の負担軽減・働き方改革の一環として、また、給食会計の透明性を図るために公会計化したところです。

学校給食費の公会計化に伴い、学校給食費の徴収・管理・食材購入費支払い等の業務が町へと移行したことにより、教員が当該業務から解放され、授業改善のための時間や児童生徒に向き合う時間を増やすことができる、保護者も指定された金融機関のいずれからでも学校給食費の振替を実施できるなど、一定の効果は見込まれますが、一方で、学校給食費の徴収・管理業務を町職員が行うこととなり、町職員の業務負担は増大しています。

特に、学校給食費を滞納している保護者への折衝等、これまで私会計で各学校7校がそれぞれ対応していたものを一括して町職員が行うことになったため、税部門との協力など、業務の効率化が課題となっております。

それでは1点目の御質問、食材調達において、随意契約を採用している理由についてですが、学校給食における食材調達に関しては、広島県学校給食会等を通じて、牛乳や米、パンなど、一括的に調達するものと、副食材料等、それ以外の学校で個別に調達する食材に大別されます。

広島県学校給食会等を通じて、一括で調達する物については、施設設備、衛生・品質管理及び供給能力等を満たしており、物資の安定供給を行うことができる事業者と

して、地方自治法施行令及び町の訓令である「物品購入及び修理において随意契約のできる場合の事務取扱及び見積書を徴収する基準について」、これに基づき、公益財団法人広島県学校給食会及び広島県教育委員会が指定する事業者と随意契約を締結しております。

牛乳や米、パン以外の副食材料等は、天候や時期などにより、価格の変動が大きく、また、使用する日に必要量が確保できるかを事前に確定できない生鮮食材などもあり、一括調達が適さない面があります。

食材については、品質、価格等を総合的に勘案して、食材ごとにこれまで納入実績があり、信頼できる事業者を選定し、地方自治法施行令及び府中町財務規則に基づき、随意契約を締結しているところです。

食材の調達に際しましては、まず各学校の栄養教諭等が作成した献立を基に、各学校から教育委員会に、必要な食材の数量、納期、事業者等の一覧表が提出されます。教育委員会では、この一覧表を基に事業者と契約しますが、その際、法令により随意契約が認められているものなのか、安全安心な給食を提供するに当たり、十分な実績等を有した事業者かどうかを確認しているところです。

2点目の御質問、地元業者の参入機会の確保についてお答えします。

公会計化に当たり、副食材料等の調達に参加するためには、原則、町への業者登録を行っていただく必要があります。現在、業者登録名簿の中から、町内事業者を優先に納入実績のある事業者との随意契約により食材を購入しているところです。

この契約方法により、季節に応じた献立の作成、新鮮な食材の調達が可能となり、児童生徒においしい給食を提供できるものと考えております。

しかしながら、学校給食費の公会計化から2年が経過しており、より一層の公会計としての給食会計の公平性、透明性を確保するため、より開かれた契約方式とするべく検討を進めていきたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

1 1番坂田議員。

○1 1番（坂田栄一君） 2回目の質問ということなんですけども、ほとんど今の第1回目の答弁で聞きたいこと全て終わったので、2回目は要望事項としてお願いさせていただきます。

公会計は一応始まったばかりで、運用の中で見直しや制度改革が不可欠だと思います。食材調達の透明性向上に向けてというふうなことでの御答弁がありましたので、ぜひ検討体制をしっかりとやっていただきたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第1項、学校給食費の公会計化と食材調達について、11番坂田議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第2項、公共施設包括管理業務委託について、12番山口議員の質問を行います。

12番山口議員。

○12番（山口晃司君） 改めまして、皆さんおはようございます。公共施設包括管理業務委託について質問いたします。

府中町では、公共施設の維持管理業務を民間に委託する公共施設包括管理業務を導入するために、公募型プロポーザルを実施していますが、税金の使い道と相手を民間が決めることに不安の声があったことは、予算特別委員会で申し上げました。

一方で、この業務、制度を、また十分にできているわけではないところもありますので、質問いたします。

1、この制度導入の背景。何が変わり、どのようによくなるのか。

2、民間委託することでの接待、談合や賄賂、キックバックなど、地元の事業者が心配していたことを防ぐための手だては。

3、指定管理者と事業者、町との関係の変化は。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

財務部長。

○財務部長（増田康洋君） おはようございます。財務部長です。12番山口議員の一般質問、公共施設包括管理業務委託についてに答弁いたします。

本年度当初予算において、債務負担行為として議決いただいた「公共施設包括管理業務委託」は、来年度から導入すべく、鋭意業務を進めているところですが、今現在、7月初旬にかけて、包括管理を行う事業者を公募している最中です。

プロポーザル方式により選定することとしており、7月中に企画提案書の提出、8月に応募事業者によるプレゼンテーションを実施し、9月には事業者を選定の上、

契約を行う予定としています。

それでは、1つ目の御質問、本制度導入の背景についてです。

町では、約7割の公共施設が建築後30年以上経過しており、老朽化が進んでいる中、これからは保守点検など、適切な維持管理を行い、施設の安全性を確保するとともに、効果的かつ効率的に修繕を行うことにより、町民が安心安全に利用できる施設を維持していく必要がございます。

そのため、おのおのの施設で維持管理を行っている、現状の個別管理方式を廃止し、専門的な技術・資格・経験を有した民間事業者が、一括で総合的に管理する包括管理方式を導入することにより、管理水準の統一化を図るとともに、業務の迅速化、精度の高い安全管理の実現を目指すものです。

また、昨今の行政需要の増加から、職員の業務が多様化かつ増大している現在、各施設の維持管理を担い、当該業務に時間を割かれている担当職員も、その時間を別の業務に振り向けることができるという利点もございます。

2つ目の御質問、地元事業者が心配されておられる談合などを防ぐ手だてについてです。

本制度は、町と契約を締結する包括管理事業者において、従前、町から保守管理などの業務を請け負っていた地元事業者に対し、業務を再委託するスキームとしています。

本制度に限りませんが、民間事業者同士の契約を含む町の事業において、その透明性の確保は重要な観点となります。

本制度では、包括管理事業者と再委託事業者の契約が適正な手続、適正な価格で行われ、公正な事業推進がなされるよう、町が監視できる体制を構築しています。

具体的には、包括管理事業者の選定に当たっての評価基準項目の一つに、再委託先との透明性の確保を設け、その提案内容を評価します。

また、包括管理事業者に対しては、見積り徴収先、契約先、契約金額などについて、町への定期的な報告を義務づけることとしており、随時チェックする体制も整えているところです。

さらに、地元事業者の皆様から直接御意見を伺う機会として、アンケート調査を実施することにより、モニタリングも行うよう予定しています。

なお、談合などとは関係のない障害者就労施設やシルバー人材センターへの再委託

も行政の責務の一環として、積極的に活用するよう、委託仕様に組み入れています。

3つ目の御質問、指定管理者との関係性についてです。

現状、指定管理者は、施設の運営と維持管理を行っていますが、本制度導入後は運営を指定管理者の業務、維持管理を包括管理事業者の業務として、すみ分けを行うこととなります。

よって、運営については従前どおり町と指定管理者の協定において、維持管理については町と包括管理事業者の契約において、それぞれ業務を執行することとなります。

いずれにしましても、町で初めて取り組む事業となりますので、想定していないことも起こり得るかもしれませんが、ノウハウを蓄積しながら、良好な委託業務の遂行に努めてまいりたいと考えています。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

12番山口晃司議員。

○12番（山口晃司君） 御答弁ありがとうございます。確かに、監査などをしておりますと、人員不足による確認不足がたくさんあり、職員さんに余裕がないのは感じておりますので、なるべく本来の業務に集中できるよう、制度を導入されたということが分かりました。

一方で、近隣でもあったように、民間同士だと接待とかが普通にあって、それにかかる費用が工事費にオンされて高くなってしまっているのではないかと。そもそも民間同士の発注額のほうが対公共より高額なので、一つ一つの差額は別にしても、その積み重ねで、結局、税金の無駄遣いにつながるのではないかと、といった声がありましたので、チェックのほうをしっかりお願いしたいと思います。

この事業をどの規模の会社が請け負うことができるのか分からない中で、もう一つの不安として、従前、町から保守管理などの業務を請け負った地元事業者に対し、業務を再委託するとありますが、開始当初はそうだとしたとしても、次第にこれまでつながりのある町外事業者を連れてくるのでは、という心配があります。これに対しては、再委託先の所在地を府中町内に限るなどの手法は取れますか。また、自社で保守や修繕ができる会社だと、町内事業者とはいえ、再委託するより自社でやったほうが安くなるという大義名分の下、地元事業者が徐々に外されてしまうことになった場合、多少高くついても、地元事業者を使うよう指導できるのかというところも確認しておきた

と思います。この制度の契約の仕様の中で、地元事業者を守るという視点をどう組み込むのか、教えてください。

また、シルバー人材センターや就労支援施設などは、社会参加の視点でも積極的に発注してもらいたいところではありますが、契約の中で、名指しで再委託先として指定できるのかも確認させてください。

次に、指定管理ですが、これまで修繕等に係る費用をどちらが持つのかで、特に町内会長時代に地区センター運営委員会で町ともめたことがありましたが、新しい制度ではどうなるのか、額で定めるのか。

また、委託先の事業者の予算で行う場合でも、一定額以上のものについては、入札を行うなど、費用を安く抑える方法の導入をどう考えているのか教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

管財課長。

○管財課長（正木 伸君） 管財課長です。12番山口議員の2回目の質問に答弁いたします。

まず地元次事業者に対する取扱いについてです。

本制度を導入するに当たり、昨年11月に包括管理業務の実績がある事業者と対話型市場調査を実施いたしました。

その際、各事業者ともに、本業務を受注する上で、町内事業者の御協力は欠かせない、発注者である町の意向に応じる、などの意見が出されたことを確認しています。

また、他の自治体では、新たな地元事業者の掘り起こし、地元以外の事業者から地元事業者へ切り替えたなど、逆に地元事業者の活性化に結びついた事例もあるとのこと。

事業者にも居住や商売の自由があり、本制度の再委託先を町内事業者に限定することは難しいものの、現在公募中の委託仕様においては、できるだけ町内事業者を活用することを定めており、適法な形で町内事業者の配慮に努めたいと考えています。

本制度が開始した後も、先ほど部長が答弁しましたとおり、町によるチェックを随時行いますので、契約金額が適正価格から著しく剥離している、町内事業者の受注状況が思わしくない、などの事案を仮に発見した場合は、しっかり指導してまいります。

なお、就労者支援施設やシルバー人材センターに対しましては、法令に基づいた観点での発注でもありますので、従前、町から業務を請け負っていた場合は、継続して

再委託を行うこととしています。

次に、指定管理施設における修繕です。

議員おっしゃいますように現状、修繕の額や内容によって、当該修繕を指定管理者が行うのか、町が行うのか、なかなか協議が調わない事例があることをお聞きしています。

本制度では200万円という基準額を設けており、当該基準額以下の場合は包括事業者において、当該基準額を超える場合は町において、それぞれ修繕を行うこととしています。

本年9月には、優先交渉権者の包括管理事業者を決定する予定ですが、契約までの間に地元事業者と包括管理事業者と町の三者による協議の場を設け、個別の再委託に係る協力体制や、業務遂行の仕組みについて、一緒につくり上げることとしています。

想定していないことも発生するかもしれませんが、その都度、丁寧に協議、対応し、先ほど部長が答弁しましたように、その解決策が今後のノウハウへつながっていくような制度運用を目指してまいります。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問ございますか。

12番山口議員。

○12番（山口晃司君） 御答弁ありがとうございます。適法な形で、町内事業者に配慮していくとのことですので、よろしく願いいたします。

この事業の難しい点として、包括的管理業務を導入に当たって、どのくらい安くなるのといったことが、やってみるまで分からない点を上げることができます。

マネジメント料で年間約5,000万、5年で約2億5,000万かけておいて、明らかに安くなっていないとか、年間5,000万円かけて、職員がコア業務に集中できるようにしておきながら、地域課題に前進が見えないといった可能性があります。

特に、社会教育や自治振興、学校など、住民参加の多い住民の関心の高い部署の施設が多くありますので、これまで以上に地域課題にしっかり取り組んで、決して職員が楽をするためだけに導入した制度、などと言われたいよう、結果が伴うよう、しっかり頑張っていただきたいと思います。

もう一点、この事業を受託する企業が出てくるはずですが、そこに決めた理由が分

かりづらいという点があります。恐らく、プロポーザルに参加する企業はどこも、仕様書にあるような条件はクリアしてくるはずですので、ひょっとしたら選考理由がこれまで自治体での実績がたくさんあるから、町としては安心して任せられることができるはず、といった漠然とした理由になるのかもしれませんが。学校給食のように味が好みだったなどと分かりやすい差が出ないのかもしれませんが。そうなった場合、審査に地域貢献の視点を入れてもらえないでしょうか。

もともと包括管理できる規模の企業ですので、様々な取組をしていると思われれます。包括管理と直接リンクしているものではないのですが、ある商業施設の管理をしている会社は、商業施設で使用している買物籠の洗浄を外注しておりますが、外注先の一部を障害者の就労施設に任せているそうです。

この会社が包括管理に手を挙げるかどうかは別ですので、あくまで例えばですが、この会社が包括管理を受託した場合、近隣の施設の買物籠だけでも、府中町内の就労支援施設に発注してもらえるよう交渉はできるのではないのでしょうか。

また、庁内で施設管理をしている会社が受託した場合ですと、その施設を利用して町内地域活性のイベントや災害時の避難所等での新しい協定もしくはもう一步踏み込んだ協定が結べるなど、町民生活にとって有利に働く関係も築くことができるかもしれません。

今ある仕事を同じように継続してもらうのは当然のこと、新しい障害者の就労や地域への協力体制を生み出すなど、せっかく5年でトータル約14億円、マネジメント料だけでも2億5,000万円かけるのですから、施設の適正な管理だけではなく、地域福祉の向上のために欲張ってもらいたいと思います。

特に、平素より予算がないないと言っている財務部の担当ですので、こういった機会を利用して、最低限の手間で各企業の可能な地域貢献の情報を収集し、住民サービスの向上のために各部署に提供することに問題はないはずです。

5年間、新しい障害者雇用や作業、地域への支援が生み出されるのとならないのでは全く違う。契約する企業の規模から考えても、大きく前進するチャンスだと思っております。

包括管理業務では、日本管財さんという1社とても強い会社があります。日本管財さんが今回、手を挙げてくれるかどうかは分かりませんが、プロポーザルと言いなながらも、出来レース的にそういった大手に任せてしまえば、職員としては非常に楽なの

は承知しております。

反対に、この1強体制に風穴を開けたいほかの企業は、ある程度の条件なら飲む。実績で劣る分、いろいろとその企業の持つつながりや知恵を使ってくれるのではないのでしょうか。それが地域貢献であるなら、なおのことを協力してくれると思います。

日本管財さんが悪いとか、何もしていないとか言っているわけではなく、公式サイトによりますと、管理物件周辺の清掃活動や美化活動、地域主催のイベントへの参加及びイベント後の片づけ清掃をしています。これらの活動を通じて、地域社会の環境負荷低減を目指します。いや、ソーシャルオフィスを利用した障害者雇用など、既に非常に多くの地域貢献をされることをこの場で御紹介しておきたいと思います。

府中町の規模だと、予算的にもマンパワー的にも、地域課題や福祉施策に、町職員だけで取り組むには限界があると思いますので、企業の持つ社会資源を活用できる仕組みにしていきたいと思います。

ただ、地域貢献の視点を大事にしてもらいたいと思っても、義務づけたり、仕様書に入れたりといったことまでは難しいと思います。

しかし、今回のような大規模かつ長期にわたる事業の場合、契約先が地域貢献に対して、どのような姿勢なのか、府中町に対してどういった地域貢献が可能なのかを、プロポーザルの中で各企業から提案してもらい、町民に理解を得やすい福祉の向上につながる審査基準を設けることは可能、必要だと思いますので、町長にお伺いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

町長。

○町長（寺尾光司君） 町長に、ということですので、私のほうから答弁させてもらいたいんですけど、今回の包括管理の契約の中に、そういう地域貢献というのは基本的には今、取り入れてはないんですけど、それ以外に一般的に地域貢献を取り入れる方法としては、入札の参加資格審査において、そういった地域貢献をしていれば、評価点に加えるというやり方をやっている自治体の例があります。

例えば、私が持っている資料では、福岡の資料ですが、子育て応援をしているところとか、防災協定を結んでいるとか、消防団の協力とか、消防団員が職員にいたりとか、それとか道路の愛護活動などに企業として取り組んでいると、それとか先ほどありま

したが、障害者の雇用も積極的に取り組んでいると、そういった、企業として地域貢献・社会貢献をしているものをポイントとして、入札参加資格の評価点に加えるというようなやり方をしているところがあるというのは承知をしているところでございます。

以前、私が議員のときに、一般質問として、消防団の活動支援ということを質問したことがあるんですけど、その中でもやはり消防団の活動支援をしている事業者に入札価格のポイントをあげたらどうか、というような話をした覚えもあります。

決してそういったもので企業活動を評価するというのではなく、プラス点を加えるという面では可能だとは思いますが、実際のところは本業の部分がしっかりやっていたかどうか、経営状態がどうか、というのがまず第一にはなるかというふうに思っております。

現在、町では基本的にはそういったものを入札の参加のポイントに加えるというようなことをやっていないんですが、御質問もありましたけど、今後とも町が進める地域の課題について、積極的に企業の方から取り組んでいただいているというものを評価する仕組みというのは、今後、考えていきたいなというふうに思っております。

今すぐに制度としてできるということじゃないんですけど、今後、しっかり検討して、また、本当にそれが地域にとって有効性があるかどうかも踏まえて、今後、調査・研究を進めていきたいというふうに思っております。

答弁は以上でございます。

○議長（力山 彰君） 以上で、第2項、公共施設包括管理業務委託について、12番山口議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第3項、インクルーシブ教育について、2番橋井議員の質問を行います。

2番橋井議員。

○2番（橋井 肇君） 皆様おはようございます。橋井肇でございます。それでは、インクルーシブ教育について質問をさせていただきます。

インクルーシブ教育とは、障害や病気の有無、国籍、性別といった様々な違いや課題を超えて、全ての子どもが同じ環境で共に学び合う教育のことです。

2022年9月、日本は国連の障害者権利委員会より、障害者の権利に関する条約の実施状況について、インクルーシブ教育の権利を保障すべきであるという勧告を受

けたことで、改めて注目を集めました。

ユネスコのインクルージョンへのガイドラインの中で、「インクルーシブ教育は、多様な子どもがいることを前提として、多様な子どもたちが同じ場で学べる環境をつくるため、教育システムそのものを改革していくプロセス」だと定義をされております。

インクルーシブ教育は、障害のある子どもと障害のない子どもが同じ環境で学ぶという観点だけで語られることも少なくありませんが、より重要なのは、障害がある子どもを含む多様な子どもがいることを前提としているかどうかという観点で、学校教育の在り方そのものを見直すという点にあると言えます。

明治以前の日本では、障害のある子どもは教育の対象外でした。昭和時代になってから、養護学校の義務化によって、重度の障害がある子どもに対しても教育が行われるようになり、軽度の障害であれば普通学校に通うことも可能になりました。しかし、教室は別に設けるということが一般的でした。

つまり、障害のある子どもとそれ以外の子どもを区別し、それぞれに合った教育という考え方だったと言えます。しかし、それでは障害のある子どもの人生経験や人間関係、社会経験を得る機会となる多くの人との交流が限定をされてしまいます。一方、障害のない子どもにとっても、多様性を受け入れる経験を減少させてしまう可能性があります。

インクルーシブ教育が注目されるのは、社会全体の多様性を尊重し、全ての子どもが平等に教育を受ける権利を保障する必要性が高まっているからです。

文部科学省は、教育的なニーズに応じた就学の個別化を基本方針として上げており、本人の状況や必要な支援内容を丁寧に把握した上で、特別支援学校、特別支援学級、通級指導のいずれが最適かを保護者と十分に協議することが求められております。

府中町において、小中学校入学前の就学相談について、特別支援学校に進学するのか、特別支援学級で受け入れるのか、現状、どのような対応を取られておりますか。

また、保護者との意見が相違した場合、どのように調整をされていますか。

また、特別支援学級では、学校での様子を聞くことが難しい子どももいるのではと推察いたしますが、学校と保護者の連携はどのように行われていますか。

特に、保護者が不安に思うことの相談体制はどのようになっていますか。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（屋敷 学君） 教育部長です。2番橋井議員からの一般質問、インクルーシブ教育についてに答弁いたします。

議員の説明にありましたとおり、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育につきましては、全ての児童生徒が可能な限り、同じ場で共に学ぶ機会を保障するとともに、一人一人の教育的ニーズに応えるため、きめ細やかな支援が行えるよう、多様な学びの場の一層の整備・充実を進めていくことが大切であると認識しております。

町においても、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対し、自立と社会参加を見据え、その時点で、最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みとして、小中学校で通常の学級での学び、通常の学級と児童生徒の特性に合わせた個別のニーズに応えるための通級指導教室を組み合わせた学び、特別支援学級での学びなど、児童生徒の実態に応じた多様な学びの場を確保しております。

また、児童生徒のニーズに応えるため、教育支援や看護師、特別支援教育アドバイザー、スクールカウンセラーを小中学校に配置しております。

それでは、1点目の御質問、小中学校入学前の就学相談について、特別支援学校に進学するのか、特別支援学級で受け入れるのか、現状どのような対応を取っているのか、また保護者との意見が相違した場合、どのように調整されているのかについてですが、小中学校や特別支援学校への就学は、学校教育法施行令に基づき、町教育委員会が決定しております。

その際には、就学について適切な判断ができるよう、学校長、教職員、福祉課、子育て支援課の職員で構成する教育支援委員会を設置するとともに、教育学、医学の専門家の意見を聞くことができる体制を整えております。

就学相談に当たっては、児童生徒一人一人の教育的ニーズと、それを踏まえた支援内容について、本人や保護者への十分な情報提供を行うとともに、御意向を伺うことができるよう、丁寧な相談を心がけております。

また、青少年教育相談員を配置し、就学前の早期から就学に係る相談ができる体制を整えており、本人及び保護者との合意形成に努めているところです。

今後も、個々のニーズに応じた十分な教育が受けられる適切な学びの場への就学を

第一に考え、本人、保護者との信頼関係を構築し、丁寧な合意形成に向けた取組を進めてまいります。

2点目の御質問、学校と保護者との連携、保護者が不安に思うことの相談体制について、お答えします。

学級担任、特別支援教育コーディネーター及び教育支援員を中心に、児童生徒の状況を細やかに把握し、面談、電話、連絡帳、ICT、連絡ツールなどを用いて、平素から保護者と連携しております。

また、保護者からの相談体制として、青少年教育相談員、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置しているほか、随時、学校や町教育委員会事務局でも相談は受けており、相談者の心情に寄り添いながら、不安の解消に向け、関係機関と連携して対応しているところです。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

2番橋井議員。

○2番（橋井 肇君） 御答弁ありがとうございました。町は合意形成に取り組んでいる、また取り組んでいくという回答だったと思います。

文部科学省報告の中で、インクルーシブ教育における合理的配慮について、学校教育に求めるものを次のように整理をして、示しております。「障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び、共に育つ理念を共有する教育。一人一人の状態を把握し、一人一人の能力の最大限の伸長を図る教育。健康状態の維持改善を図り、生涯にわたる健康の基盤をつくる教育。コミュニケーション及び人との関わりを広げる教育」とあります。

こうした合理的配慮には、環境の整備が欠かせないため、教員が1人で行えるものではありません。

子どもたちが抱える困難な状況は、一人一人異なるため、個々の状態に合わせた支援が求められますが、府中町においては、相談体制を整え、相談者の心情に寄り添いながら対応していただいているということでした。

続いて、質問をさせていただきます。

特別支援学級での使用済おむつの処理についてお伺いをいたします。

広島県の特別支援学校では、使用済おむつの処理等は学校側で対応をされているよ

うです。また、お隣、海田町においても、特別支援学級では同様の対応がなされています。

文部科学省の施設整備審議においても、そうした支援が可能な設備の整備が求められております。

現在、府中町の特別支援学級では、そのような処理を家庭に持ち帰らせるケースも散見され、保護者の精神的、物理的負担が重くなっているとの現状もあります。

おむつの必要な子どもの衛生管理について、学校では、どのような対応を行っておられますか。特に、おむつの交換や処分についての具体的な取組や衛生面での配慮について伺いをします。お願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

学校教育課長兼職次長。

○教育次長兼学校教育課長（宍田 貴君） おはようございます。学校教育課長兼職次長です。2番橋井議員からの2回目の質問、おむつの交換や処分についての具体的な取組や衛生面での配慮、使用済おむつの処分について答弁いたします。

おむつの交換や処分等については、児童生徒一人一人の実態が異なり、使用済おむつにつきましても、いわゆる汚物というだけではなく、健康状態の確認に重要な場合といったこともあり得ることから、教育委員会としては対応を統一しておらず、各校が当該保護者と連携をしながら、児童生徒の状況や保護者の思いを基に個別に決めています。

なお、議員御指摘のように、保護者の方が児童生徒の使用済のおむつを家庭に持ち持ち帰ることによる精神的、物理的負担が重いと感じておられるという現状であれば、先ほど教育部長も答弁したとおり、様々な相談窓口を設けておりますので、個別に御相談いただければと思います。

教育委員会としましては、例えば、必要な物品がないために、学校が保護者の思いに応えられないといったことがないように、各学校で必要な物品等の購入の補助など、各学校の取組を支援してまいります。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問ございますか。

2番橋井議員。

○2番（橋井 肇君） 御答弁ありがとうございました。教育委員会としては、学校が

保護者の思いに応えられないといったことがないよう支援してまいりますとの御答弁をいただきました。大変にありがとうございます。

文部科学省の特別支援学校施設整備指針では、使用済おむつの処理について、明確な記載はありませんが、障害のある児童生徒への合理的配慮の一環として、必要な支援を求めています。保護者との意見を交えながら、できる限りの改善をお願いしたいと思います。

府中町においては、障害や病気の有無、国籍、性別といった違いを超え、全ての子どもたちに対し、多様な学びの場を用意するとともに、支援員や相談員などの専門家を配置して、子どもの学びをサポートしていること、また、就学先の決定に際しては、就学前の早い段階から青少年育成相談員による相談を受け、本人や保護者との合意形成に努めていただいていることが分かりました。

学校だけではなく、青少年育成相談員など多くの専門家が、本人、保護者に寄り添い、丁寧に対応していただいていることに感謝をいたします。

ただ、子どもたちに必要なサポートは一人一人異なり、保護者の思いも様々です。今後も支援員や青少年育成相談員などの専門家の配置や個別のニーズに応えるために、必要な予算をしっかりと確保していただき、子どもの学びのサポートや保護者に寄り添った対応をさらに進めていただきますよう要望し、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第3項、インクルーシブ教育について、2番橋井議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第4項、防災井戸の整備について、16番二見議員の質問を行います。

16番二見議員。

○16番（二見伸吾君） おはようございます。16番二見です。防災井戸の整備について質問をいたします。

今年の3月議会で、私は町の地域防災計画に関わって、避難所の在り方、災害時のトイレについて質問いたしました。

そのときにも述べましたが、尊厳ある生活を営む権利、支援を受ける権利を保障すること、災害による苦痛を軽減するために実行可能なあらゆる手段を尽くすことが求められており、中央防災会議の能登半島地震報告書を踏まえた対応が必要であります。

今回は、防災井戸について質問いたします。

飲料水はもちろんのこと、洗濯やトイレなどに使う生活用水も、私たちの暮らしにとってなくてはならないものであります。

ふだんは飲料水も生活用水も上水道によって供給されています。しかし、大きな災害が起これば、水道は断水し、たちまち生活に困ることになります。

こういった事態に備え、断水した場合に、近隣の被災者へ飲用水以外の生活用水を提供していただく井戸を一般に防災井戸と呼んでいます。

当町では、災害時協力井戸、当町の公衆衛生推進協議会、公衛協では、災害時共助利用井戸という名称です。ほかにも、震災対策用井戸、井戸水提供の家、災害用井戸など様々な呼び方がありますが、ここでは防災井戸を使います。

私たちの生活を支えるライフラインとして、上水道、下水道、電力、通信、ガスがあります。これらのライフラインの中で、水道は最も復旧に時間がかかります。内閣府が2019年に公表した南海トラフ巨大地震の被害想定については、山陽地方の場合、最悪のケースと比較すると、下水道、電力、都市ガスはほぼ1週間以内に復旧するのに対して、上水道は約3週間かかるという見通しです。

日本水道協会は、内閣府が発表した被害想定などに基づき、被害の状況を時系列で説明をしております。

地震直後の状況、管路、浄水場等の被災や運転停止により、揺れの強いエリア及び津波浸水エリアを中心に断水が発生する。津波により浸水した浄水場では運転を停止する。被災していない浄水場でも、停電の影響を受け、非常用発電機の燃料がなくなった段階で運転停止となる。避難所等では備蓄により飲用水は確保されるが、給水車による給水は限定的である。

1日後の状況、停電エリアで非常用発電機の燃料切れとなる浄水場が発生する。管路被害等の復旧は限定的である。被災した浄水場の復旧はなされない。

3日後の状況、管路の復旧はほとんど進展しない。停電により運転を停止していた浄水場は、非常用発電の燃料を確保し、運転を再開する。

1週間後の状況、管路の復旧が進み、断水が解消されていく。

1か月後の状況、管路の復旧はおおむね完了する。被害が大きい浄水場を除き、ほとんどの浄水場が運転できる状態に復旧する。全体では約9割以上の断水が解消される。

こういう過程を経て、全体が復旧するまでほぼ1か月かかるというのが、日本水道協会による復旧想定であります。先ほど紹介した今年3月の中央防災会議による被害想定では、山陽3県は被災直後が約6割、1日後が5割断水し、1週間後が16%、1か月後はほぼ断水が解消するという見通しであります。

また、2013年に広島県が発表した被害想定では、1日後までが4割、1週間後が3割強、1か月後が1割強、断水するとなっています。

実際に起きた能登半島地震の場合はどうだったでしょうか。石川県七尾市の場合、停電は9日でほぼ解消いたしました。それに対して、上水道は断水戸数が半分になるのに約2か月、断水が解消するのに4か月かかっています。

阪神淡路大震災は約3か月、新潟県中越地震は約1か月、東日本大震災は約5か月、熊本地震が約3か月半、北海道胆振東部地震が約1か月かかっています。

南海トラフ巨大地震の被害想定は、復旧まで約1か月ですが、過去の例から見て、3か月から半年かかることもあり得るわけです。

府中町の上水道は、広島市水道局から供給されていますが、2022年度末時点で、配水池の耐震化率は85.8%、水道管の耐震化率は29.5%です。7割の水道管はまだ耐震化されておられません。

2018年に策定された広島市水道施設耐震化計画には、「管路の更新には、2014年から2017年度では、年間平均26キロメートル実施してきましたが、今後は年間平均40キロメートルを目標に、段階的にペースアップすることで、より一層の管路の耐震化を推進していきます」と、このように書かれていました。

広島市水道局の管路の総延長は4,817キロメートルで、耐震化率約3割ですから、あと7割、3,372キロメートルの管路を耐震管に取り替えないといけません。

仮に、広島市の計画である年平均40キロメートルですと、全ての管路を耐震化するのに、80年以上かかります。

上水道は他のインフラよりも地震に弱く、断水が長期化するおそれがある。管路、水道管を耐震化すれば、被害は少なく、復旧も早まりますが、遅々として進んでいないのが実態であります。

中央防災会議・能登半島地震報告書「避難生活における生活環境の確保の課題」の一つに、生活用水の確保を上げています。水道が大きく被害を受け、生活用水の確保が困難となる中、特に、断水が長期化した場合の洗濯の想定準備が不十分で、洗濯機

会の確保に課題があった。飲料水については、プッシュ型で70万本を届けたと同報告書に書かれているとおり、何とかなかった。

しかし、生活用水、食器洗いや洗濯、体を拭いたり、洗ったり、また、下水が使えるようになれば、トイレを流したりすることのための水が圧倒的に足りなかったわけであり、風呂に入ることもままならない。

今回の災害で水道が大きく被害を受け、生活用水の確保が困難となる中、特に断水が長期化した場合の風呂の準備が不十分で、入浴機会の確保に課題があったとしています。仮設風呂などで対応しましたが、風呂おけがあっても、水がなければ使うことができません。衛生上、同じ水を何日も使うわけにはいかない。生活用水を確保することが必要です。

そこから報告書は、実施すべき取組として、「防災井戸の設置などによる生活用水の確保」を上げています。自治体に対し、被災時において、断水の長期化が生じることも想定し、防災井戸の設置と、災害時においても継続的に取水可能な分散型の生活用水の確保について促すべきである。防災井戸については、自治体が作成している防災マップ等に記載し公表するなど、住民への周知を図るよう自治体を促すべきである。地域で独自に設置している簡易水道や井戸の復旧について、柔軟な支援の検討が必要との意見があった。

能登半島地震では、水道施設の甚大な被災、断水の長期化により、水源をいかに確保するのが大きな課題となりました。そこで注目されているのが、地下水の利用です。

今年3月、内閣官房水循環政策本部事務局と、国土交通省水管理国土保全局水資源部が協働で、「災害時地下水利用ガイドライン～災害用井戸・湧水の活用に向けて～」を公表いたしました。

利用ガイドラインは、地下水の活用について、次のように位置づけています。「近年、災害が激甚化、頻発化しており、災害時における水源の確保は、大規模地震発生の蓋然性の高い地域や、半島地域等、地下水活用が有用と思われる地域をはじめとする全国の自治体に共通する喫緊の課題です。急いで取り組まなければならない課題」と述べているんです。

しかし、実効的な取組が進んでいない自治体も多いことから、災害時における地下水の利用を促すために、このガイドラインは策定されました。

利用ガイドラインは、地下水利用に際して、検討・把握すべき事項として、「取組の進め方、効果的な配置場所、既設井戸・湧水等の把握、新設移動の建設、井戸工事の流れ、活用可能な国庫補助制度」が述べられています。

南海トラフ巨大地震が想定されている今、この利用ガイドラインに沿った取組が、当町でも必要であります。

利用ガイドラインは、生活水の確保のために、上水道の代替水源として地下水を利用すべきだとし、次のように述べています。「災害時に水道の断水が長期化する場合は、井戸水、湧水等の地下水利用が有効である。災害時には、各種備蓄、給水車による支援や支援物資等により飲用水が確保できることが想定される。その一方で、災害後の避難生活において必要不可欠な洗濯や風呂、トイレ等の生活水の確保が困難であることが想定され、その必要量は避難生活の長期化に対応して、段階的に増加していくこととなる。令和6年能登半島地震では、停電の復旧期間に比べ、断水の解消まで相当な期間を要した。災害時における水源の確保は、南海トラフ地震等大規模災害の蓋然性の高い地域や、半島や離島をはじめとする全国の自治体に共通する喫緊の課題であり、代替水源を検討していくことが重要である。なお、災害時に代替水源として地下水を利用するためには、平常時から地下水を観測し、地下水の実態を把握する地下水マネジメントの取組が必要である。また、災害用井戸は災害が発生した際に円滑に利用できるよう、ふだん使いの井戸をそのまま活用することが望ましい。」

以上の点を踏まえ、井戸などによる生活水の確保に関わって、4点質問いたします。

第1に、既設井戸の把握についてです。

町として登録されている防災井戸は、現在17あります。昨年公衛協が発表した府中町災害時共助利用井戸マップには、町に登録されている防災井戸を含め、29の井戸が紹介されていますが、マップへの記載をされることを望まなかった方も含めると、公衛協として30の井戸を確認されていると伺いました。

町に登録されている方を含め、全部で47の井戸の所有者の方が防災井戸としての協力を約束してくれています。

井戸が減っている中、50件近くの方が、災害時に近隣の皆さんに生活水を提供すると表明していただいていることは、大変すばらしいことだと思いました。それとともに、人口5万2,000人、2万4,000世帯の府中町で、町内全域が被災し

た場合、50程度ではとても足りないのではないかと思います。

災害後に必要とされる水の量は、発災から3日までが1人当たり1日3リットルで、これは生命維持のため、最小限必要な水で飲料水であります。

4日目から10日目までが1人当たり1日20リットルになる。炊事や洗濯などが始まるからです。

11日から21日ぐらいまでは1人当たり1日200リットルに増える。炊事洗濯に加え、風呂などに必要な水量であります。

22日から28日は、1人当たり1日250リットルとなり、ほぼふだんどおりの生活に必要な水量となるわけです。

上水道の復旧が長引けば長引くほど、必要な生活用水は増えていくわけであります。人口と世帯数を現状の井戸の数50で割れば、井戸1つ当たり約1,000人、約500世帯となります。それぞれの井戸が長蛇の列となるでしょう。

そこで伺います。現在、登録されている防災井戸は50ほどです。町として、これで十分だとお考えでしょうか。それとも、足りないとお考えでしょうか。

第2に、防災井戸への助成であります。

当町は登録されている井戸に対しての助成制度はないと思います。しかし、登録されている防災井戸に対して、助成をしている自治体があります。第一に、水質検査についての費用に対して、徳島県上板町が、上限1万1,000円までですけども、助成しています。検査は義務づけられてはいませんが、所有者が検査を希望して実施をすれば、助成をするというものであります。

第2に、防災井戸として指定された井戸を所有・管理している方に対して、東京都武蔵野市は、井戸1件につき、年間9,000円助成しています。防災井戸を所有・管理している人全員に毎年支払う形です。

第3に、井戸本体の修繕、井戸ポンプの修繕、手動式ポンプの設置、井戸の利便性向上に必要な周辺整備に対して、呉市は経費の2分の1以内、上限5万円を補助しています。

井戸の維持管理にはお金がかかるわけですから、所有者の善意に頼っているだけではいけないのではないかと。何らかの形で維持管理に対して、助成することが必要だと思います。

そこで伺います。防災井戸の所有管理者に対して、助成をするお考えはありますで

しょうか。

第3に、井戸を掘るのに適した地域の選定であります。

公衛協が作った災害時共助利用井戸マップを見ますと、開発された団地を除くと、大体井戸があることが分かります。井戸のある周辺は、掘れば水が出るでしょう。瀬戸ハイム、清水ヶ丘、桜ヶ岡、城ヶ丘、柳ヶ丘など、当町には丘に造成した団地があり、清水ヶ丘、桜ヶ岡を除くと、防災井戸は見当たりません。団地は、開発時に上水道を敷設するので、水道を掘る必要がなかったのでしょう。

しかし、上水道が災害時に断水すると、困ったことになります。丘陵地は、井戸を掘るのが難しいのでしょうか。

掘削事業者のホームページには、次のようにありました。「全ての高台で井戸掘りができないわけではありません。高い山の中腹でも、条件を整えば、井戸を活用することができるように、高台でも井戸を活用している方は大勢いらっしゃいます。しかし、地下水のある層は高台ほど深く、海側ほど浅いという傾向がありますので、深く掘り進めなければならないということが多いですね。また、地下水は高台から海側に向かって、どんどん流れ行っていくため、不透水層、地下水を通しにくい、また通さない地層のことですが、不透水層の上にたまっている地下水は少ない傾向にあります。たまっている水が少ないため、高台の井戸では水位が低く、水量も少ないことも予想されます。難しい点もあるが、水が出ないわけではない」ということであります。

丘の上こそ、災害時に井戸が必要です。井戸がなければ、平地部にある井戸に行って、水をくむことになります。

利用ガイドラインは、「災害用井戸の配置を考える場合、人口分布や高齢者の居住率、企業や工場の立地、自治体の給水地点など、留意すべき事項は多岐にわたるが、何を重視するかは地域によって様々である」とした上で、次のように述べています。

「避難所等の防災拠点との位置関係や、住民が無理なく手で水を運べる距離約500メートルを考慮して、災害用井戸の配置を検討することも有効である」内閣官房水循環政策本部事務局災害用井戸制度導入ガイドライン、これはまだ素案で確定はしていないようですけれども、この導入ガイドラインには、「なお、災害発生からの日数により、被災地の状況が変化し、必要な水量等も変化するため、水の入手に課題のある地区を検討した上で、災害用井戸を設置すれば効果的である」ということを付け加えております。

公衛協のマップを見れば、団地を除けば、大抵のところに井戸があることは分かります。あとは、人口世帯数に沿った形で井戸を増やせばよいのではないのでしょうか。

また、既設の井戸がない地域は、地質調査などを実施し、ふさわしい場所を見つけて井戸を掘ることが必要となります。

そこで伺います。防災井戸のない地域で、井戸整備のための調査をするお考えはありますか。

第4に、公共施設、公共用地へ井戸を新設することについてです。

防災井戸を増やすために、手始めにすることは、町の施設、町の管理する公園などに井戸を作ることです。

愛知県の北西部にある扶桑町は、昨年、町内4か所に防災井戸を設置しました。駐車場の一角、宅地の中の空き地などに作ったようであります。防災井戸50では足りないわけですから、まず町の公共施設に防災井戸を設置する。役場庁舎、くすのきプラザ、公民館2つ、交流センター2つ、福寿館、そして小中学校7校に防災井戸を設置する。これで14は確保できます。

次に、町内大小合わせて55の公園があり、井戸設置が困難なところを除き、地域的なバランスを考えて、順次作っていく。そうすれば、防災井戸は3桁になります。高齢者施設や保育園、こども園、幼稚園は民間施設ですが、助成をして、井戸を掘っていただく。

東京都葛飾区では、高齢者施設や保育所などの福祉施設等が新たに井戸を設置し、災害時には井戸水を区民にも供給できるようにした場合に、井戸の設置に係る工事費用を助成しています。井戸1基当たり経費の10分の9で、上限が、飲料水用井戸の場合600万円、生活用水井戸だと300万円です。

そこで伺います。まず、公共施設、公園など、公有地で防災井戸を設置して、その数を増やすべきだと考えますが、町としての考えをお聞かせください。

以上、4点質問いたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

危機管理監。

○危機管理監（佐藤伸樹君） おはようございます。危機管理監です。16番二見議員からの一般質問、防災井戸の整備について、お答えいたします。

4つの御質問をいただきました。

なお、井戸の呼称につきましては、議員御指摘のとおり、各地で様々な呼び方が使われておりますが、このたびの答弁では、二見議員がお使いの防災井戸として答弁いたします。

まず、1つ目の、現在、登録されている防災井戸は、町としてこれで十分と考えているか。それとも足りないと考えているかについてでございます。

本町におきましては、現在、町と「災害時における井戸水の協力に関する協定書」を締結している井戸17か所と府中町公衆衛生推進協議会の調査により、災害時の井戸水利用について、協力を得られている井戸30か所、合わせて47か所の井戸を防災井戸として確認しているところです。

全町域が被災した場合、特に災害発生から数日後には生活用水の需要が急激に増加するため、防災井戸だけではなく、より多くの手段による生活用水の確保が必要になると考えております。

次に、2つ目の防災井戸の所有管理者に対して助成をする考えについてです。

当町と災害時の協力協定を締結している井戸につきましては、登録されている井戸に対する助成はございませんが、災害時に井戸を利用したことにより、生じた負担につきましては協議し、決定することとしております。

一方、協定を締結している井戸以外につきましては、こうした取扱いを定めていないため、今後、災害発生時の利用により生じた負担について、対応を取り決めていく必要があると考えております。

3つ目の井戸整備のための調査をする考えについてと、4つ目の公共施設、公園など公有地で防災井戸を設置して、その数を増やすべきだと考えるが、町としての考えは、につきましては併せてお答えいたします。

町全域の災害対応力を高めていくためには、防災井戸だけではなく、様々な防災施設の可能性を検討していく必要があると考えております。

現時点で、井戸整備のみについての調査は予定しておりませんが、例えば、御提案の公共施設、公園などの公有地における平常時、災害時を問わずに活用できる施設の整備など、防災施設全般について、その必要性、可能性を検討する中で、防災井戸についても含めて検討してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

16番二見議員。

○16番（二見伸吾君） 公共施設、公園などの公有地で防災井戸を設置することについてですが、公共施設、公園などの公有地における平常時、災害時を問わず活用できる施設の整備など防災施設全般について、その必要性、可能性を検討する中で、防災井戸についても、含めて検討するということでした。ぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

再質問を3ついたします。

1問目で、私は現在登録されている防災井戸は50ほどで、それで足りるのかと問うたのですが、答弁は防災井戸だけではなく、より多くの手段による生活水の確保が必要になるという答弁でした。

防災井戸については、この程度あればよく、後はより多くの手段によって確保するというふうに理解をしたんですけども、そういう理解でよろしいでしょうか。また、より多くの手段とは、具体的にどういうものを指すのでしょうか。

2問目の防災井戸の所有管理者に対して、助成についてですけども、私が紹介したような助成をする考えはないというのが、町の判断でしょうか。

以上、3点伺います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

危機管理課長。

○危機管理課長（三宅敬典君） 危機管理課長です。16番二見議員からの2回目の御質問について答弁いたします。

3つの質問をいただきました。なお、井戸の呼称につきましては、引き続き防災井戸として御答弁いたします。

まず、1点目の防災井戸についてはこの程度でよく、あとは、より多くの手段によって確保することでよいかについてと、2つ目の、より多くの手段とは具体的にどのようなものかにつきましては、併せて答弁いたします。

現状の防災井戸50か所程度で、災害時に町全体の生活水が確保できるではなく、災害時には防災井戸を含めた、より多くの手段にて生活水を確保することが必要です。より多くの手段とは、飲料水兼用型耐震防火水槽による生活水の確保、企業や商業施設からの協力による生活水の確保、近隣自治体への支援要請による生活水の確保などが考えられます。

3つ目の、防災井戸の所有管理者に対して助成をする考えはないというのが町の判断か、につきましては、繰り返しとはなりますが、井戸に対する助成はありませんが、災害発生時の利用により生じた負担について、対応を取り決めていく必要があると考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問ございますか。

16番二見議員。

○16番（二見伸吾君） 南海トラフ巨大地震が今後30年以内に起きる確率は80%程度だとされています。今日かもしれない、1年後かもしれない、10年、20年後かもしれない。確率80%ですから、30年たっても起きない可能性も20%あるわけです。

それでもドリームジャンボ宝くじ一等当選の確率が0.00001%であり、7等300円でも当選確率が10%でしかないことを考えますと、80%というのは相当高い確率だと言えます。

そして、南海トラフ巨大地震の特徴は、揺れが強く、被災範囲が広いことです。静岡県から宮崎県にかけての一部では震度7となり、隣接する周辺の広い地域では震度6強から6弱の強い揺れになると想定されています。

また、関東地方から九州地方にかけての太平洋沿岸の広い地域に10メートルを超える大津波の襲来が想定されています。広域にわたって強い地震が起こるわけですから、構えとしては救援が来ない、非常に遅れる、ということを前提にすべきであります。

そこで、2回目の答弁についてですが、災害時には防災井戸を含めた、より多くの手段によって生活用水を確保することが必要であり、飲料水転用型耐震防火水槽による生活用水の確保、企業や商業施設からの協力による生活用水の確保、近隣自治体への支援要請による生活用水の確保というお答えでした。府中町だけが被災をする状況であれば、近隣自治体からの支援はあるわけですがけれども、今、述べたように、南海トラフ巨大地震が起きたときには、周辺自治体全て被災するわけです。とても支援要請はできません。

それ以外の耐震防火水槽、企業商業施設からの確保などは、できることからどんどん進めていただきたいと思います。

しかし、井戸が一番手軽で新たに掘るとしても、それほど経費がかかりません。私は、井戸による地下水の利用を、災害時における生活用水確保の柱にすべきだと考えます。

井戸への助成についての答弁は、一度目と同じで、災害発生時の利用により生じた負担について、対応を取り決めていくということでした。災害が起こるまでは助成しないということでもあります。

南海トラフ巨大地震が起きる可能性は30年以内に80%というざっくりとした予測であります。災害が発生するまで、ずっと井戸を維持してもらって、災害が起きたら、生じた負担を払うというのは現実的ではありません。

いつ来るか分からない災害に備えて、井戸を維持管理し続けることに経費がかかるわけであります。災害時には水を汲むだけですから、費用はほとんどかかりません。

現在、約50ある井戸、家の建て替えなど、様々な事情で減っていくことが予想されます。できるだけ長く維持していただくための手だてが必要であります。

せっかく災害時に利用していただいて構いませんと応じてくれたのに、いざというときはよろしく願います、災害が起きたら手当をします、ではまずいのではないかと。

他の自治体がやっているような水質検査に対する助成、防災井戸の維持管理に対する助成、井戸の修繕などへの助成をすべきだということを改めて述べておきます。

1回目の質問で紹介したとおり、政府は災害時の代替水源として、災害用井戸・湧水の活用を自治体に求めています。

利用ガイドラインには、自治体向けの補助制度として、防災・安全交付金 都市防災総合推進事業、社会資本整備総合交付金 都市公園事業、災害時拠点強靱化緊急促進事業、一時避難所整備緊急促進事業、学校施設環境改善交付金 防災機能強化事業の5つを上げ、その活用を促しています。

また、活用できる地方債制度として、緊急防災減災事業を上げています。指定避難所への井戸設置に対して使える地方債です。充当率100%、交付税措置70%ですから、町の支出は3割で済みます。

これらの補助制度、地方債制度を使って、防災井戸の活用に積極的に取り組んでいただきたい。

現在、登録されている約50の井戸をはじめ、井戸の整備、地下水の活用を進めて

いくためには、地下水を枯らすことなく、豊かにしていくことが必要であります。そのためには、森林整備と雨水を地下に積極的に浸透させることが必要であります。この点については、昨年の3月議会において、「府中町第2次環境基本計画」について質問した際に述べましたので、ここでは繰り返しません。地下水の活用と地下水の涵養を両輪として取り組むことが重要だということを改めて強調しておきます。

「危機」という言葉は、悪いことになりそうだが、まだ起きてない状況を言います。そういう、まだ起こっていない不測の事態に対して、事前に準備をし、被害を最小限に食い止めるために、対策を立てることが危機管理であります。

町には様々な部署がありますが、他は全て、今ある問題、今起きていることに対処、対応しています。消防も危機管理課と同様に、不測の事態に備えています。こちらは毎日救急車の出動があり、危機は毎日現実になっているわけです。

危機管理課が対応している災害は、毎日あるわけではないし、大きな災害も毎年起きるわけではありません。他の部署が過去と現在に対応しているのに対して、危機管理課は未来への対応をしています。

私たちは、どうしてもまだ起きていないことよりも、今ある問題、今起きていることに目が行き、優先しがちです。しかし、災害が一たび起これば、それに対する備え、危機管理が問われることになる。

自然災害は、地震、豪雨、暴風、洪水、高潮、津波など、多岐にわたります。そして、これらの中のどのような災害がいつ来るか分からない。危機管理は、危機が現実とどうなるかどうか見通せない中で、その危機に対策を取るという困難な仕事であります。このような危機管理課の特殊性を考えてみますと、当町の人員体制は弱いのではないかと。

以前、危機管理課は部並みの位置づけであり、危機管理監がいるのだと聞いたことがあります。しかし、危機管理監と課長を除いた職員は僅か4人で、係と同じぐらいであります。

職員の皆さんは、頑張られていると思いますが、管理職を含めて6人では様々な危機に対して、十分な備えをすることは難しいのではないのでしょうか。

他の部署も人員は足りていないと思いますが、南海トラフ巨大地震をはじめとする災害、不測の事態に対して、事前に備え、被害を最小限に食い止めるためには、危機管理課の体制強化が必要だと考えます。危機管理監の人員増、体制強化を要望して、

私の質問を終わります。

○議長（力山 彰君） 以上で第4項、防災井戸の整備について、16番二見議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） ここで休憩といたします。再開は11時15分から。休憩。

（休憩 午前11時05分）

（再開 午前11時15分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 続いて、総務文教関係、第5項、児童生徒の体力の向上のための施策について、14番宮本議員の質問を行います。

14番宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 引き続きよろしく申し上げます。

質問事項ですけれども、児童生徒の体力向上のための施策について、スポーツ庁が毎年実施しています全国体力・運動能力、運動習慣等調査は、全国的な子どもの体力・運動能力の状況を把握、分析することにより、国や教育委員会が子どもの体力運動能力の向上に係る施策等の成果と課題を検証し、その改善を図ることや学校が保健体育の授業等の充実・改善に役立てる取組を通じて、子どもの体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的として始めました。

令和6年度体力・運動能力、運動習慣等調査報告書の都道府県別集計によると、体力テスト平均点、点数は細かくなるので省きますが、広島県は全国平均を上回っているものの、47都道府県中小学校男子で26番目、女子で28番目、中学生男子26番目、女子で27番目と、いずれも半分以下でございました。

広島県教育委員会は、体育の授業などを通じて、運動時間を確保し、体力向上につなげたい、としておりますが、5月に町内の小中学校の運動会を観覧させていただいたところ、コロナ禍を契機に、午前中で開催終わりに切り替わり、種目も選抜対抗リレー（中学校を除く）や騎馬戦、組体操といった集団競技をなくしたりして、ますます縮小傾向に拍車がかかっているように見受けられました。

その背景には、少子高齢化や地域コミュニティの変化、新型コロナウイルスの影

響、職員や保護者の負担増加など、様々な社会的要因が複雑に絡み合っていますが、しかし、一方で、運動会は、子どもたちや地域住民にとって交流や思い出づくりの場として、親しまれてきた歴史もあります。

以上を踏まえて、広島県教育委員会が言う児童生徒の体力向上に向けて、府中町教育委員会として、具体的にどのような施策や対策を取られているのか伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（屋敷 学君） 教育部長です。14番宮本議員からの一般質問、児童生徒の体力向上のための施策についてに答弁いたします。

答弁に先立ちまして、5月27日に小学校で5月30日に中学校で開催した運動会には、多くの議員の方に御参加いただき誠にありがとうございました。この場を借りてお礼申し上げます。

近年の天候状況から、熱中症対策のため、以前と比べると、実施時期も5月と早まり、また同時に、少しでも涼しい午前中のみで開催となることで、議員御指摘のように、競技種目も以前と比べて少なくなっておりますが、各校におきましては、学習指導要領に定める運動会の狙いである、規律ある集団行動の体得、責任感や連帯感の涵養、運動に親しむ態度の育成等に向け、また児童生徒の練習時間が限られる中、安全で、練習の成果が発揮でき、達成感を感じることができる種目を選び、実施していることについて御理解いただきたいと思います。

それでは、御質問の児童生徒の体力向上に向けて、具体的にどのような施策や対策を取るのかについてですが、県では、令和6年度体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から、学校の体育の授業以外で運動やスポーツを実施している時間が減少傾向にあると分析をしており、現在、町内各校において、体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ、体育に関する指導改善計画を作成し、休憩時間に音楽に合わせて走る活動や、大縄跳び大会等を実施するなど、体育主任を中心に、体育の授業以外においても、体力向上に係る取組を行っております。

町としても、指導改善計画の作成方法や、体力向上に向けた取組方法等についての研修を実施するとともに、他市町の取組の積極的な紹介、県が開催する体力向上に係る研修等への参加などを通じ、引き続き、各校における児童生徒の体力向上の取組を

支援してまいります。

また併せて、体力、学力の基本となる体づくりへの意識向上に向けた食育の取組についても、引き続き支援してまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

14番宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 答弁ありがとうございました。教育委員会として、各学校が作成する指導改善計画を吟味したり、取組方法の研修の実施、また、他市町の取組状況の紹介等で各学校の指導計画に関わっていることが分かりました。

しかし、今年の小学校の運動会は見応えがありませんでした。競争による優劣をつけない、などという理由かどうか分かりませんが、保護者や地域協力者を呼んで行う大イベントである運動会があっさり終わってよいのでしょうか。

ある小学校の徒競走は、ゴールにある順番旗は、早いもの順の順位の旗ではなく、コースの順番旗ということで、父兄からうちの子は1番だったのに、何で6番に座っているんだろうと。なぜなんだろう、意味が分からん、というふうな意見もありました。競技をする子どもたちからも感動、興奮がなく、面白くないとの声も聞いております。

文部科学省の小学校学習指導要領については、陸上運動については積極的に取り組み、勝敗を受け入れたりすることとしています。

私は今の運動会の内容、取組に疑問を感じます。現状について打開策はないのか、教育委員会としての見解をお伺いします。

それから、学校の昼休み等、自由時間のときに、子どもたちの体力向上に向けた取組をするということは大賛成ですが、文部科学省の学校の体力・運動能力、運動習慣等調査報告書にもあるように、今の児童生徒は握力、腹筋が衰えているとしているのに、危ない、危険の声を聞き、日常の遊びから、子どもたちが握力、腹筋をつけていくうんていやジャングルジム等をなくしていてもいいとは思いません。

早急に検討し、各学校に充実していただきたいと考えますが、答弁をお伺いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（屋敷 学君） 教育部長です。今、宮本議員の御質問の中で、今年の小学

校の運動会は見応えがありませんでした、という発言がありましたので、その意見に対しまして、私のほうから答弁をさせていただこうと思います。

運動会の感想につきましては、感動した、あるいは楽しかったという意見があると同時に、残念ながら議員の御質問にあるとおり、見応えがない、あるいは面白くないといった意見もあるでしょう。見る人によって、いろんな意見があることは理解ができます。

ただ、子どもたちは自分の種目を一生懸命練習し、その成果を十分に発揮していました。運動会の前には、御家庭でお父さん、お母さん、あるいはおじいちゃんやおばあちゃん、あるいは友達などに覚えた演技を披露したい、少しでも早く走ることができるよう、徒競走の練習をした児童もいたでしょう。先生も短い期間に種目を考え、児童に指導を行うなど、運動会に向けて大変努力されたと思います。リレーや騎馬戦がないだけで見応えがないと思われたのであれば、本当に残念です。

議会の場での発言ですので、これを聞きました子どもたちのやる気や意欲の低下も懸念されます。

町教育委員会としては、この頑張った子どもたち暑い中での練習に御理解くださった保護者の方、運動会を運営してくださったスタッフの方に敬意を表します。

改めて、今回の運動会、子どもたちの一生懸命な姿は見応えがありました。

私からは以上です。あとは教育次長のほうが御答弁をいたします。

○議長（力山 彰君） 学校教育課長兼職次長。

○教育次長兼学校教育課長（宍田 貴君） 学校教育課長兼職次長です。14番宮本議員からの2回目の御質問に答弁します。

まず、議員の今の運動会の内容、取組に関する疑問に対する教育委員会としての見解でございますが、運動会は遠足、修学旅行等といった、ほかの学校行事や教科の授業と同様、学校における教育活動の一つであり、ほかの教育活動と同様、運動会についても、各校において、運動会を実施する目的・狙いを定め、その達成に向け、準備練習を含めて取り組んでおります。

選抜リレーの選手になるといった競争により、意欲が高まる児童生徒がいるということもあるかと思いますが、一番大切なことは、あらかじめ定めた狙いを達成することにあります。

例えば、府中北小学校では、今年の運動会の目的・狙いを「運動の楽しさを知る」、

「仲間との協力」の2点として、徒競走、綱引き、大玉送り、ソーランといった種目を選び、運動会を実施したところです。

議員御紹介の小学校学習指導要領における陸上運動については、積極的に取り組み、勝敗を受け入れたりすることといった記載でございますが、これは、体育の教科において、身につけることができるよう指導すべき内容であり、各学校でも、体育の授業の中で児童生徒の成長段階に応じて身につけるよう取り組んでいるところでございます。

一方、運動会は特別活動の健康安全体育的行事として実施されるもので、その狙いは、先ほど教育部長が答弁したとおりです。

もちろん、運動会は体育的行事でございますので、体育の授業の狙いなどと連携し、相互の効果を高めるよう実施できるということが理想ではありますが、かつての運動会と違い、時間的にも大きな制限がある中で、あまり多くの競技、多くの狙いを入れることができなくなっているといったことについて御理解をいただきたいと思っております。

今年の運動会に対しての様々な御意見につきましては、先ほど教育部長も答弁したところですが、例えば、先ほど紹介した府中北小学校では、児童の代表委員会で、運動会の目当てを「勝っても負けても楽しもう。みんなと協力して全力でやり切ろう」をスローガンと決め、毎日の練習に取り組んできたところです。

府中北小学校に限らず、各学校で児童生徒が運動会に向け、取り組んできた成果に対し、こういった御意見があったということにつきましては、各学校が定めた今年の運動会の目的、狙いの発信、周知に課題があったものと受け止め、教育委員会としましては、運動会も含め、様々な学校行事がその目的・狙いに応じ、効果的に実施されるよう、引き続き、各学校に対し指導、助言していくとともに、保護者等への情報発信の重要性についても指導、助言してまいります。

次に、危ないからといって、うんていやジャングルジムなどの遊具をなくすだけではなく、早急に充実を、についてでございますが、学校に設置している遊具は、毎年定期点検を行っております。

その中で、経年劣化による破損により、修繕までの間、使用禁止としている物や、設置後、安全基準等の改正などにより、遊具の高さですとか、隣の遊具との間隔等が不適合となったため、撤去したまま再整備できていない物があることにつきましては、議員御指摘のとおりでございます。

子どもは、遊びを通して多くのことを学び、また体力もつけていきます。体育の授業とは違い、休憩時間に様々な学年の子どもが混ざって遊ぶことで、年下の子どもに対するいたわりの心を育む。また、うんていやジャングルジム等の遊具で遊ぶことを通じて、体力がつくだけでなく、独り占めではなく、みんなで共有する、順番を守るといったルールも学ぶことができるとも言われます。

一方で、衝突や転落などによる事故の危険があることも事実のため、計画的な遊具の修繕・更新に加え、休憩時間の見守り体制の整備につきましても、関係各課と協議し、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えます。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問ございますか。

14番宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 答弁ありがとうございました。教育委員会の答弁を聞いていますと、今の迫力のない運動会は変わらないのかなと感じます。

日頃の体育授業を見られない保護者が、唯一、我が子の成長が確認できる運動会を楽しみに来られています。

日常で見られない躍動する我が子を見て、おっと思わず声が出て感動する、これが運動会の醍醐味ではないかと、私は思います。

私が小学校のとき、NHKで「天と地と」という武田信玄と上杉謙信の覇権争いの大河ドラマがありました。それを模して、赤は筆で書いた風林火山の旗、白は毘沙門の毘の字の旗に分かれ、騎馬戦をして会場全体が一体となって応援合戦をしていたのを今でも思い出します。

今の子どもたちは、そういう状況に置かれて、逆にかわいそうだなと思います。型にはまった、決められた体育内容で育てられ、本当にこれでいいのか。大人たちに、もう少し頭を使ってほしいと言いたいのではないかと思います。

教育委員会をお願いします。

確かに入学式を終えて、5月の運動会までには日にちが少ないかもしれませんが、でも来年の5月までは1年間あります。どの学校も可もなく不可もなく、さらっと無難に終わらせるような運動会ではなく、ぜひ子どもたちに一生思い出に残る運動会ができるよう、各学校への指導をお願いして、質問を終わります。

○議長（力山 彰君） 以上で、第5項、児童生徒の体力向上のための施策について、

14番宮本議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第6項、府中町の重要文化財指定、15番田中議員の質問を行います。

15番田中議員。

○15番（田中伸武君） 府中町の重要文化財指定についてのお尋ねであります。

府中町は、言うまでもありませんけれども、安芸の国の国府が置かれた歴史ある町であります。町を掘り返せば遺跡だらけ、歴史文物がざっくざくというほどではありませんけれども、古代から近世まで、様々な人の営みがあって、出土品とか古い建築物も残っているところでもあります。

原爆の被害もちょっと外れておった。広島市内に比べると、やはり残っていると思われるわけであります。

ただ、実際にこうした歴史資源がどこにあるのか、文化財がどう保存されているのか、活用されているのか、具体的な様子になると、あまり知られていないのではないのか。国府だぞ、と威張る、胸を張る、その状態とまでは言えないのではないのでしょうか。

我が家は町の北部にありますけれども、近くの上岡田古墳、これはもう住宅が建て込んで、路地の奥に潜んでしまいました。石室を覆う土、崩れかかったのを辛うじて固めて、止めているという状態であります。

道隆寺の境内にある大きな仏足石、あれも貴重なはずですけども、私が子どもの頃にはくっきりとレリーフが浮かんでいたけど、今は消えかかっている、消えかかっているというか、ほとんど消えておるという状態です。

そして、国の史跡指定を受けたばかりの下岡田遺跡も先週の行政報告で話が出たように、埋蔵文化財の真上にアパートが建築されつつあるという状態です。

町内であちこち遡れば、惜しまれて消えていった古い庄屋屋敷のような古民家、あるいは文化財級の、とまでは行かなかったかな、古い寺社もありました。

府中町は、こうした高度成長の都市化の波にもろに被りまして、発展を続けたと。そういうところで文化財への配慮が追いつかなかったのではないのでしょうか。

見えなくなると、やっぱり住民の関心も高まらない。そういうことが相まって、様々な歴史資源が眠っている残念な状況だとも言えるわけであります。

そういう中で、行政が専門家の助けを借りて重要文化財指定をするということは、

これは住民に広く知らせて、その保存・活用を図る重要な施策と思われるわけであり
ます。

現在の町内の指定文化財は、一つは、先ほどの国の史跡、下岡田官衙遺跡と県指定
は、重要文化財は、3つに限られているわけであります。ちなみに、県の3つは、多
家神社の校倉（あぜくら）の宝蔵、それから道隆寺の薬師如来の坐像、それから石井
城の田所家にある田所文書、この3つであります。合わせても4つしかない。

そういう中で、町レベルとしての重要文化財を指定すれば、住民が身近に歴史文化
を感じることとなり、保護意識も高まることは、期待できると思われるわけでありま
す。

そういう郷土愛、身近な歴史を注目して愛することによる歴史散歩だとか、観光振
興の動きだとか、そういうものにもつながって、町の魅力発信になる期待はあるわけ
であります。

実は、府中町にも、この町の文化財指定をするための府中町文化財保護条例が定め
られているわけですが、50年近く前に。あんまり知られていません。

条例には、「文化財の管理保存に多額の費用を要する所有者が負担に耐えないとき
は、教育委員会が補助金を出す」という条項も盛り込まれております。

過去に、石井城のムクノキ1件が指定されたけども、台風でこけて解除になってい
る。その1992年以降、30年以上、町指定の重要文化財はない。かつて、1件だ
けあったことも忘れられている状態だと思います。

そういう休眠状態にある町指定の重要文化財、これはどう取組を考えるのか。考え
なくても、上げないともあると思いますけれども、どう考えるのか。3つの点から、
お伺いしたいと思います。

まず第1点は、この町の重要文化財を指定することの意義についてであります。

先ほども述べましたように、専門家がお墨つきを与え、これは重要文化財でと言っ
て、レッテルを張って看板を掲げることの意味、言わば鑑定書のようなものでありま
すけれども、これがあるかないかでは注目度は全く違う。重要だと思いますけれども、
いかがでありますでしょうか。

そして、指定が行われず、休眠状態にある現状について、なぜこうなったのか、経
緯についてもお尋ねしたいと思います。

それから第2点、こういう重要文化財指定をすること以外でも、町民に文化財の存

在を知ってもらって、あるいは歴史を学んで、文化財の保護意識を高めてもらう、そういう策は大事だと思われるわけですが、例えば、文化資産を解説する町のホームページ、教育委員会のホームページだとか、あるいは訪れた人がそこで学んで考えることができる説明の看板だとか、あるいは子ども、児童向けの郷土学習副読本など、こうした日常の啓蒙、PR策は、現状どうなんでしょう、十分でしょうかという点であります。

それから第3点は、実際に町の重要文化財を指定するという事になった場合、どんな課題があるのか。具体的に言えば、指定の基準づくりとか、そういったことも整理しないといけないでしょうし、あるいは選ぶ場合に、審議する審議会のメンバー、これも整える必要があると思われるわけですが、文化財保護審議会の人選、こういったものも現在の体制で十分なのでしょうかと、そういうお尋ねであります。

以上、町の重要文化財指定、町の重文が十分なのか、というお尋ねであります。

今ちょうど10分ではなかったか、よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 続きまして、答弁をお願いします。

教育部長。

○教育部長（屋敷 学君） 教育部長です。15番田中議員からの一般質問、府中町の重要文化財指定に答弁いたします。

1点目の御質問、町が重要な文化財を指定することの意義をどう考えるかについてですが、町の文化財の指定については、府中町文化財保護条例で、町内にある文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって町民の文化の向上発展に資することを目的とする旨、規定されています。

町の文化財指定の経緯ですが、現在は町の文化財指定はございません。

先ほど議員からの質問にありましたように、過去には文化財保護条例が昭和56年に制定された後、町の文化財に指定したのは昭和58年に天然記念物として指定されたムクノキの1件となります。

天然記念物として、広く町民の暮らしの中で親しまれてきたものですが、平成3年の台風19号によって倒壊し、平成4年に指定の解除をしております。

なお、町には、国史跡が1件、広島県重要文化財が3件ございます。

そのうち、国史跡として令和3年に指定を受けました下岡田官衙遺跡ですが、現在、令和5年度に策定しました史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画を基に、史跡の保存活用

と整備を適切に進めております。

2点目の御質問、指定以外の文化財保護啓蒙の現状は、についてお答えします。

説明看板については、史跡下岡田官衙遺跡、多家神社と宝蔵などの史跡や県重要文化財、上岡田古墳や石井城跡など、未指定の文化財20か所に設置しています。

主に、昭和58年から昭和60年に文化財保存啓発整備事業として設置した物で、経年劣化により、看板の字が読みづらくなっている物については、盤面の張り替えなどの修繕を行い、町内の文化財の周知・啓発を行っております。

町のホームページについては、説明看板を設置している20件のほかに、神社や寺院、牛祭りや山田十二神祇なども加えて、掲載している件数は48件となっております。

また、児童副読本での扱いについては、社会科副読本「わたしたちのまち 府中町」は、主に小学校第3学年で使用し、町の伝統と文化、下岡田官衙遺跡などに関する内容が掲載されています。

3点目の御質問、町が文化財指定をする場合の課題は、についてお答えします。

町が文化財として指定することができる物は、府中町文化財保護条例で規定されており、建造物、絵画、彫刻、工芸品などの有形文化財。演劇、音楽、工芸技術などの無形文化財。衣食住、信仰、風俗慣習、民俗芸能などの民俗文化財。古墳、城跡、遺跡などは史跡。庭園、峡谷、名勝地などは名勝。動物、植物などは天然記念物、と幅広い分野となっております。

町では、文化財指定の基準は定めておりません。現在、他市町の状況や、府中町文化財保護審議会の意見を参考に、基準の作成に努めているところです。

最後に、府中町文化財保護審議会の委員体制についてですが、審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の指定及び解除、その他文化財の保存及び活用について必要な事項を審議するものでございます。

審議会の委員は、学識経験者5名で、食生活や生活史を研究しておられる方が1名、動物学が専門の方が1名、日本考古学が専門の方が1名、日本考古学と博物館学などが専門の方が1名、民俗学と古文書が専門の方が1名となっております。

いずれの委員の方にも、歴史や自然についての講座の講師、歴史民俗資料館ギャラリー展の監修、下岡田官衙遺跡保存活用計画策定などにも御協力いただき、御尽力を賜っているところでございます。

また、委員の任期は令和9年4月30日となっております。委員につきましては、先ほど幅広い分野とありましたが、その中で専門の方が必要な場合には、順次、委員の数を増やしていこうと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

15番田中議員。

○15番（田中伸武君） 答弁ありがとうございます。ただいまの答弁、僕も考えてみるところですけれども、まず、文化財指定の意義です。御答弁にあった、保存・活用を図り、もって町民文化の向上発展に資する、そのとおりなわけであります。これは条例の目的、そのとおり。

特に、保存・活用を図りの点は、先ほどもちょっと触れたように、条例第11条にある補助金の交付規定の根拠でもあるわけであります。これは、保存・活用のために助成すると、これは大事なことだろうと思うわけで、その条例の意味だろうと思うんですけれども、私は、こういったことを総合的に解釈すると、指定することそのものが、非常にやっぱり大きな効果、心理的、あるいは社会的な効果、これが大きいんじゃないかと思うわけであります。

専門家が太鼓判を押すことの意味、「何でも鑑定団」じゃないけども、あの転がっておる茶わん、いや、これ備前ですよと言うと、途端に何百万円の価値がつくわけです。何でもないような、そこに転がっている、いやこれ、町の重要文化財ですよと言うと、おっと言う、そんな例があるかどうか分かりませんが、箔がつく、専門家がお墨つきを与える、これがやはり大きな社会的な意味があると思うわけであります。

例えば、上岡田遺跡、下岡田はちょっと見えにくい、上岡田の古墳が知る人には知られておるけども、いや、実は今度、町の文化財の重要文化財になりました、ということになると、よっしゃ、絵はがき作ってみようか、スケッチでも書いて、つばき館で売ってみようかということもあるかもしれません。

あるいは、鹿籠神社が町の文化財指定になりました、ということになれば、よっしゃ、鹿のマスコットでも作って地域のシンボルにしようじゃないか、ということもあるかもしれません。

これは全くの私の妄想でありますから、それを文化財指定をしろという意味ではな

いんですけれども、そういう妄想が膨らむ、あるいは、みんなが町の重要文化財だとみなすことによる社会的な効果であり、魅力発信、これは補助金がつくこと以上に大きな意味があると、私は改めて解釈したいと思います。

それから、先ほどの御答弁にありました休眠状態、過去、1件指定があったけども、今、台風でこけて今なくなっている。その後、指定がなぜないのか、経緯はどうもはっきりしないようですけれども、その後も申請の指定もないようであります。

条例の制定のときの議事録をちょっと読むと、こんなやり取りがあります。昭和56年1981年3月の定例会ですけれども、条例を町が提案したときの質疑、やっぱり基準を設けないといけないと。必ず指定が拡大が図られる。そうでないと、どんどん指定がかさんでくる。そういう懸念を指摘する議員もいました。

あるいは逆に、指定されると家屋など改造するときに、維持しないといけないから莫大な自己負担を強いられるのじゃないかと、そういう半分は逆のような意見も出ている。

いずれにしても、政治的判断で指定を決められてしまうという懸念も出ております。

50年近く前にこうやって条例を議論したときも、やっぱり基準づくりとそれを判定する審議会の充実というのが大きな議論のまとめになっておったというのが分かるわけであります。

そういう懸念もあるけども、条例をつくって、第1号で石井城のムクノキを指定しているということだったわけであります。

今、やっぱりそういうお墨つきのついた看板がないというのは、やっぱり町民全体の文化財保護意識についてマイナスではないか。じっくりと条件を整えることによって、やっぱり前向きに考えたほうがいいんじゃないかと改めて思うわけであります。

そこで再質問ですけれども、仮に30年ぶりに文化財指定を目指すということになると、その進め方であります。改めてお聞きしたいと思います。

先ほどの御答弁では、基準の作成に努めておられるということで、実際に準備を進めておられるよう、そういう状況であるという御答弁でしたけれども、どういう進め方をされているのか。

それから、その準備を進めてもらうなら、これはもう一つの課題がやっぱりあるわけで、基準を決めることと同時に、それに応募してもらう側の町民の意識も守り立てないといけない、そういう側面があると思うんです。それをどうやって守り立ててい

くかと、その一つが先ほども質問いたしましたけれども、看板とか、ホームページでこんな宝物が眠っているよということをPRして盛り上げる、そういう機運の醸成も大事なんじゃないかと思うわけであります。

看板について、ちょっと先ほど順次、修繕しているということでしたけれども、最近、桃山地区でも道路が新しくなったりして、江戸時代に農地を新開、開削したときの記念碑が新たに見つかって、道路の新設に合わせて脇のほうに置いてあるわけですよ。これはちょっと注目されておるわけですし、関連の文書も県にあそこを開削した桑原何たらさんという技術者の文書が残っている。

府中町の発展を、近世の発展を物語る大きな遺産がこうやって新たに出てきたり、再注目されたりしておるわけです。だけど、看板はない。

府中中央小学校にも、以前からですが、移設された道しるべがぼつんと置かれていたりする。

そういうことで、先ほどの機運醸成のためには、やっぱり身近な文化財を守るんだと。そういう意識を高めるためには、ここらも同時に整備して、充実させて、啓蒙を図っていく必要があると思います。身近な文化財があるんだなと、これはうちの方の物だけじゃないんだなと。町全体のみんなの宝なんだな、という意識が高まれば、それを傷めてはいけないだろうと、埋めておったらいけない、そこに何かしてはいけないという、そういう機運も必ず広まるんじゃないかと期待するわけであります。

ちょっと改めての指摘になりますけども、指定のための技術的な基準づくりや体制整備、そして手を挙げるための機運の醸成、この両面が大切だと思いますが、改めてお聞きする次第であります。お願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

社会教育課主幹。

○社会教育課主幹（小路和司君） 社会教育課主幹です。田中議員の2回目の御質問に御答弁いたします。

まず、指定基準でございますが、府中町内の文化財を、町指定重要文化財に指定する基準づくりについては、今現在、文化庁や他の市町の状況などを参考に検討し、作成中でございます。

また、町の文化財指定に向けては、町内に存在する文化財の歴史的な価値の確認等、調査を行い、基準に準ずるものについて、指定の検討を今後してまいります。

案内看板とホームページでございますが、文化財関係の案内看板とホームページに
ですが、文化財の周知や理解を深める上で、重要なものと考えております。

今後も掲載内容を確認することなどと同時に、必要に応じて修正を行い、適切な運
用に努めながら、整理と充実を図ってまいります。

案内看板につきましては、今年度は2か所の修繕を行うこととしております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 12時になりましたけれども、このまま続けてまいります。

3回目の質問ございますか。

15番田中議員。

○15番（田中伸武君） 何か早く終われというプレッシャーがかかるんですけど、
3回目の質問、最後は課題をちょっと指摘ということで終わらせていただきますけれ
ども、先ほど審議会の体制5人で、いろんな専門分野があって十分だ、という御答弁
がありまして、さらに専門家を加えることも検討という御答弁がありましたので、そ
このところはちょっと私もちょっと最初聞いていなかったもので、考えるんだなとい
うことだったんですが、条例では8人以内なので、あと3人加えることができますし、
その分野で私が個人的には気になるのは、やっぱり建築や美術の専門家がちょっと弱
いんじゃないか、分野が弱いんじゃないかと、あるいは植物とか地学とか鉱物とか、
そこら辺が弱いんじゃないかと。もう一つ言えば、演劇とか、そういう大衆芸能とか、
そういう無形のもので、そういった分野が弱いんじゃないかと。この3つの分野が弱
いんじゃないかと勝手に思うんですが、だからそれを1人ずつ委任しなさいというわ
けではありませんが、私の幅広い分野をカバーするには、ぜひとも御検討して、通常
の議論も活発化していただいて、それが町民に、よっしゃ、今度はこんないろんなこ
とを考えていたんだな、そこから、身近なものに注目しよう、ということにつながる
んじゃないかと思います。

それから、これは蛇足的な愚痴と言ってはあれですけども、審査委員の充実と同
時にやっぱり教育委員会事務局の職員の充実も大事だろうと思うわけでありませ
う。

本年度、新たな学芸員が任用したんだということに説明があるわけですけども、
現実的に、社会教育課に新しく1人要員がプラスになったわけではないですよ。教
育委員会はもちろんよく分かっているはずですけども、人数は今までと変わりはない。
しかも、新たな任用の学芸員というのは、今までおられた方の待遇がアップして、

勤務日数が増えたということで、以前から学芸員資格を持っておられた任期付の会計年度任用職員が、身分がちょっとアップしたということでもあります。

それはそれでいいことなんですけれども、決して、1人プラスになって、学芸員が新たに採用されたのではないということを改めて自覚して、文化財担当としては1人減っておるようなデスクがよく映ったりしておるわけですから、審査委員体制の強化と併せて、こういった事務局体制も充実をお願いしたいと思います。

町の第4次総合計画でも、文化財の保存と活用を推進するとともに、府中町の歴史・文化・自然について、学習の機会を提供支援を行います、とありますけれども、これは単に府中町にある歴史資源ではなくて、府中町ならではと、歴史のまち、府中町の持ち味としてのいろんな歴史文化を生かすんだと、そういう魅力と特性があるんだと、それを掘り起こすんだということを、ぜひとも町民とともに、教育委員会も考えていただきたいと思います。

そういう指摘をさせていただいて質問を終わります。10分でなく5分でした。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第6項、府中町の重要文化財指定、15番田中議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） ここで昼休憩に入りたいと思います。再開は13時からとします。休憩。

（休憩 午後 0時04分）

（再開 午後 1時00分）

○副議長（齋藤 昇君） 議長を交代いたしました。

休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○副議長（齋藤 昇君） 続いて、総務文教関係、第7項、府中町におけるDXの進捗と成果について、9番川上議員の質問を行います。

9番川上議員。

○9番（川上翔一郎君） 皆さん、お疲れさまです。午後もよろしく願いいたします。

まず、一般質問の機会をいただきまして、力山議長をはじめとされます各議員の皆

様に心から感謝申し上げます、一般質問を始めさせていただきたいと思います。

質問事項は、府中町におけるDXの進捗と成果について質問をさせていただきます。

府中町自治体DXの現在の推進、課題、成果はどのようにお考えですか、と令和5年9月の定例会で質問いたしました。自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及・促進、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用促進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底について、6項目御答弁いただきました。

その後、町としてDX推進計画を定めて、デジタル化を本格的に推進されるものと思いますが、なかなかその成果が町民には分かりにくく、見えにくいのが現状です。

そこで、町におけるDX推進計画における主要な目標とその達成期限について、現状の推進状況は。また、特に遅延している項目があれば、その理由と今後の対策を教えてください。

具体的な成果として、どのような行政サービスの改善や効率化につながっていますか。

職員の意識改革、活用に向けたスキルアップの取組は。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○副議長（齋藤 昇君） 答弁。

総務企画部長。

○総務企画部長（谷口充寿君） 総務企画部長です。9番川上議員からの一般質問、府中町におけるDXの進捗と成果について、答弁いたします。

まず初めに、広島県と府中町のDX政策の取組について、簡単に御説明いたします。

広島県では、令和5年度より市町の連携によるDX推進体制「D x s h i p（デジタルシップ）ひろしま」を展開し、市町の情報システム人材確保について、広島県と市町が共同で人材を採用し、配属する、いわゆる「人材シェア」を実施しております。

この制度を活用して、当町では、令和6年度からデジタル業務の知見を有した人材1名の派遣を受けており、DX推進計画策定や、政策推進業務に従事していただいているところでございます。

次に、当町ですが、令和6年8月に人口減少・少子高齢化に向けて、デジタル技術を活用した行政サービスの効率化などを目指し、住民福祉の増進とW e l l - b e i n g（ウェルビーイング）向上を図ることを目的とした、令和6年度から8年度までの3か年計画の府中町DX推進計画を策定いたしました。

この計画では、新規にDX戦略チームを創設、副町長をCIO、いわゆる最高情報責任者とし、補佐役として、Dxshipメンバーの情報管理課専門員を配置しております。また、各所属から若手・中堅を中心として、1名をDXリーダーとして選任し、DX化を強力に推進する体制を組織いたしました。

このDX戦略チームでは、大きく3点の役割を持たせております。

1点目は、この計画を円滑かつスピード感をもって進めるため、毎月1回の定例会開催、各プロジェクトの進捗確認や研修会の実施、課題等の情報共有を行うとともに、具体的なアクションプランの立案と具体的な施策の検討を実施するため、作業部会を設置の上、プロジェクト形式による運営を実施。

2点目は、DX戦略チームの定例会、作業部会の進捗を幹部職員へ半期に一度報告、承認を得た後にDXリーダーを輩出している各所属へ報告、といった全庁的な情報共有の実施。

3点目は、Dxshipメンバーの情報管理課専門員を中心とした県内の他市町のDxshipメンバーと情報交換による他市町のDX施策の取組状況などの情報収集、府中町内に導入可能なデジタル技術の調査、各課への情報発信や情報共有の実施。

以上のような政策を今年度も継続しており、DXを日々推進しているところでございます。

このような内容を踏まえまして、順に答弁をさせていただきます。

まず一つ目の御質問DX推進計画における主要な目標とその達成期限について、現状の推進状況は。また、特に遅延している項目があれば、その理由と今後の対策は、についてです。

DX推進計画の主要な目標と達成期限については、先ほども少し述べておりますが、人口減少、少子高齢化への対応と、町の発展のためデジタル技術を活用した行政サービスの効率化・高度化を目指しており、住民、行政、社会の「三方よし」の理念に基づき、住民福祉の増進とウェルビーイング向上を図り、令和6年度から8年度までの3か年計画で、全職員参加型の体制を構築するものとしております。

現時点では、6年度下期から計画に沿って実施しており、特に遅延している項目はないと認識しております。

次に2つ目の御質問、具体的な成果として、どのような行政サービスの改善や効率化につながっているか、についてでございます。

デジタルツールを利用した業務の効率化については、令和6年度実績としては、3点ございます。

まず1点目は、AI議事録の作成結果です。

令和6年度中において、58業務において導入し、AI議事録を使用しなかった場合は約242時間程度かかっていたものが、これを利用することによって176時間で完了したという実績となり、66時間の省力化が図られました。

2点目は、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の活用です。

RPAは、ロボット（ソフトウェア）を利用して、業務プロセスの自動化を実現する技術のことで、特に、定型的で繰り返し行われる作業を効率化するために使用されます。

このRPAは9業務で導入し、RPAを使用しなかった場合は約732時間かかっていたものが、導入することによって約149時間で完了したという実績となり、約583時間の省力化が図られました。

令和6年度は、DX推進計画の初年度として、デジタルツールの活用をまず行うことを目的として、令和5年度に導入したAI議事録とRPAツールの活用推進を行っています。

なお、今年度は生成AIの導入による業務の効率化を図るとともに、「書かない窓口の推進」や「電子申請のLINE連携」を行い、住民向けのサービス向上も進めていく予定としております。

3点目は、消防本部における勤怠管理業務において、府中町消防本部と江田島市消防本部が中心となり、これにシステムベンダー、広島県を加えた4者が連携し、勤怠管理業務アプリケーションの開発を行ったことです。

複雑な消防勤怠管理業務は、現在、エクセルシートと紙による決裁で対応しており、業務効率向上として大きな弊害となっていたことから、府中町単独ではなく、江田島市と連携し、4者による協働事業として開発を行っているもので、令和7年度からのサービス開始を目標に業務を進めております。

今後、導入により、府中町消防業務のさらなる効率化、そしてDX化につながるものと考えております。

最後に3つ目の御質問、職員の意識改革、活用に向けたスキルアップの取組は、についてでございます。

さきに申しあげましたD Xリーダー研修の場により、デジタル技術を活用した業者等による各種ツールのプレゼンテーションや、実際の業務への導入報告会等によって、この技術を自分の所属でも活用してみようという意識改革や、省力化が図られた職員を中心として、他業務への取組を行うなどによって、デジタル活用の意識が広がってくるものと考えております。

また、職員が行う推奨資格取得支援制度に、I Tパスポート資格を加えるなど、職員のI Tスキル向上のためのサポート体制にも引き続き、取り組んでまいります。

今後も限られた予算ではありますが、D Xの推進に当たっては、安芸郡4町や県内他自治体とのデジタルツールの共同調達なども調査研究を行い、職員だけでなく住民の方にもD Xによる利便性の向上を実感いただけるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○副議長（齋藤 昇君） 2回目の質問はございますか。

9番川上議員。

○9番（川上翔一郎君） 御答弁ありがとうございます。2回目の質問をさせていただきます。

まず、1つ目ですが、町民の利便性向上、職員の働き方改革につながってはいるが、計画期間中の成果を今後、検証する必要があると思うんですけども、そうした町民満足度調査といった成果の測定の予定はありますでしょうか。

そして2つ目、国からの補助金の活用、民間との連携など、今後の展望はありますでしょうか。

3つ目、答弁いただきました「書かない窓口の推進」や「電子申請のL I N E連携」を進めていくと答弁いただきましたが、これについて、もう少し詳しく教えてください。

以上3点、よろしく願いいたします。

○副議長（齋藤 昇君） 答弁。

情報管理課長。

○情報管理課長（竹林邦彦君） 情報管理課長です。川上議員の2回目の御質問について、御答弁いたします。

1点目の御質問、町民の利便性向上、職員の働き方改革につながっているが、計画

期間中の成果を今後、検証する必要があると思うが、そうした町民満足度調査といった成果の測定の予定はありますか、についてです。

議員がおっしゃるとおり、DX事業で導入する様々な施策については、職員の働き方改革の効果に資するもの、利用される町民の利便性向上に寄与するものと大きく分けて2つの分野に分かれると考えておりましたが、いずれも成果の検証は重要であり、必要性については大きいと理解しております。

今後は、町民向けの利便性向上に向けた施策の導入を行っていきたいと考えておりますので、実施後にどのような形で効果があったかの調査実施方法については、今後、調査検討を行っていく必要があると考えております。

2点目の御質問、国からの補助金の活用、民間との連携など、今後の展望についてです。

国からの補助金の活用ですが、国は令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算から新しい地方経済生活環境創生交付金を設けました。

内容といたしましては、デジタルを活用した地方の課題解決や魅力向上に向けて、事業の立ち上げに必要な経費を単年度に限り支援する制度となり、当町として活用できるメニューとしては、ほかの地域で既に確立されている優良なモデルサービスを活用して、迅速に横展開する取組。例を挙げますと、地域アプリの開発などを行った場合は、国から補助率が2分の1となるような事業などがあります。

これらの財源につきましては、どのような事業が適用となるかを調査・検討いたしまして、可能な限り補助金を活用するなど、限られた予算の中で、できる限りの事業を展開していきたいと考えております。

また、民間との連携については、先ほど部長からの答弁の中で消防本部における勤怠管理業務アプリの開発など、県内ほか自治体や民間ベンダーとの連携を行っていく事業を現在も展開しており、こちらにつきましては、継続して実施していく予定でございます。

3点目の御質問、「書かない窓口の推進」や「電子申請のLINE連携」を進めていくと答弁をいただきましたが、これについてももう少し詳しく教えてください、ということについてです。

まず、「書かない窓口機能」についてですが、これは窓口業務改革の一環として、住民課窓口において施行するものです。

現在、申請業務において、住民及び内部業務を全て紙ベースの手続が行われております。

このため、内部業務において、発行業務や決裁業務を全て紙で行われており、これにより書類の紛失リスクや書類保管スペースの問題、さらに過去の申請の検索の容易性など、業務効率を大きく阻害していることが考えられます。

このため、申請業務の入り口からデジタル化を実現することにより、これらの課題を解決するとともに、業務全体の見直しによる改善や業務改革につながり、住民及び職員の負担が大幅に削減されると考えております。

施行後において、効果の検証や業務フローを再検討した上で、必要な経費を令和8年度へ計上してまいりたいと考えております。

また、LINE連携機能は、現在、利用している電子申請機能を拡張するもので、スマホのLINEアプリから、電子申請にアクセスする機能で、LINEアカウントを利用して、電子申請が可能となるものです。一度登録いただければ、住民さんは電子申請のたびにアカウント登録を行う必要はなくなり、これにより利便性が向上されるというものです。

いずれにおきましても、機能を導入することだけがゴールではございませんので、その後の利用者からの声をどのような形で聞き取りをしていくかは、調査検討の上、行っていく必要があると考えております。

答弁は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（齋藤 昇君） 3回目の質問はございますか。

9番川上議員。

○9番（川上翔一郎君） 御答弁ありがとうございます。1回目の御答弁にもありましたとおり、AI議事録においては58業務66時間、RPAの活用により9業務583時間少量化でき、大幅な短縮で大きな成果ではないかと感じております。

以前の一般質問でも申し上げたとおり、企業のDXとは異なり、何でもかんでもデジタル化できるわけではないと思います。

しかしながら、人員不足や働き方改革など、作業の効率化は急務であると感じております。近隣市町などを参考にし、町民の方が分かりやすく、町政サービスを下げることなく、引き続きよろしくお願いいたします。

また、新規に創立したDX戦略チーム、こちら副町長が最高責任者であるというこ

となので、しっかりまとめていただき、チーム内には若手の職員のメンバーも配属されているということなので、意見をしっかり吸い上げていただき、行政DX向上に向けて、引き続き、前に進めていただくことを強くお願い申し上げます。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（齋藤 昇君） 以上で、第7項、府中町におけるDXの進捗と成果について、9番川上議員の質問を終わります。

以上で、総務文教関係の質問を終わります。

続いて、厚生関係の質問を行います。

厚生関係、第1項、府中町の病児・病後児保育について、4番森本議員の質問を行います。

4番森本議員。

○4番（森本将文君） 皆様、お疲れさまです。4番森本でございます。通告に従いまして、府中町の病児・病後児保育について質問をさせていただきます。

まず、病児・病後児保育についてですが、これは病気によって、保育所などでの集団保育が困難かつ保護者が仕事や病気などの理由で保育を行うことが困難な場合に、病気の最中にある、もしくは回復期にあるお子さんを一時的に預かり、保育をすることを言います。

府中町における病児・病後児保育事業の委託施設としましては、向洋こどもクリニック内に病児保育室「ダンボ」があり、定員枠6名で受入れをされています。

その上で、今回、病児保育室ダンボの利用者から、感染症の流行時期になると、定員枠6名の取り合いになり、子どもを預けたいのに預けることができないことがあるという話を伺ったことがきっかけで、取り上げさせていただきました。

実際に、ダンボのオフィシャルホームページ、予約状況から、直近1年間の利用状況を見てみますと、昨年7月と12月、そして、今年2月と5月、こちらの一般質問通告書は6月となっておりますが、5月の動きであり、修正させていただきます。

改めまして、今年2月と5月において、開園日の半数以上が満員でした。

それぞれの時期ですが、昨年7月は手足口病、12月はインフルエンザ、今年2月は溶連菌感染症、5月は感染性胃腸炎や百日せきといった感染症が流行していた時期で、特に昨年12月に関しましては、開園日数の23日中20日、これは月に換算しますと、月の87%が満員となるような状況でした。

子どもを預けられなかった場合については、近隣にある別の病児保育室、例えば、大須の企業主導型である「あきさぽ保育園」や海田町の「ぽかぽか」、広島市の「きぼう」といったところの利用を検討することになりますが、感染症の流行時期は、どこも同様の状況のため、親など、近くに頼れる人がいない家庭は突発で仕事を休まざるを得ない状況となっています。

このような状況は、勤務先の生産性低下を招き、自身の評価や給与にも影響を及ぼしかねないことから、勤務先にとっても、精力的に働きたいと思っている人にとっても、好ましい状況ではございません。

当町は、「府中町子ども計画」の基本目標「子育て家庭を支える環境づくり」の中で、基本施策として「働きながら子育てできる環境づくり」を掲げており、その一環として、病児・病後児保育の現状に対して、何かしらの策を検討すべきと考えます。

そこで質問ですが、近隣市町においては、海田町の病児保育室ぽかぽかが2024年2月から定員枠を6名から7名に拡大する動きがありましたが、府中町につきましては、今後、定員枠の拡大予定がないのか伺います。

○副議長（齋藤 昇君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） 福祉保健部長です。4番森本議員の一般質問、府中町の病児・病後児保育について、答弁いたします。

病児・病後児保育は、児童が発熱等の急な病気となった場合、集団保育が困難で、保護者が家庭において看護できない場合の受皿として、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備することを目的として実施しています。

県内の病児対応型、病後児対応型施設は、令和7年4月現在、50施設で、定員の合計が223名で運営を実施しております。

施設の多くは、診療所、医療機関の併設となっており、府中町も病児・病後児保育事業を、先ほど御紹介いただきました医療法人向洋向洋子どもクリニックに委託し、併設する病児保育室ダンボで看護師2名、保育士5名を配置し、保育を行っております。受入れの定員は6名で、送迎サービスも実施しています。

保育室は、病気の種類や年齢で分けられるよう、3部屋に分けられており、感染症シーズンでは、預かる児童の年齢や病気の内容によって、定員を超えて受け入れるなど、その状況により弾力的な運用を実施しております。

年間実績報告では、令和6年度に月の平均利用者数が定員いっぱいとなった月は12月のみであり、それ以外の月は定員以下の利用でした。

令和5年度においては、年間通して利用者の平均が定員を超えた月はありませんでした。

このことから、設定している定員数は適切であると考えております。

ただし、議員御指摘のとおり、感染症等が流行するシーズンは、日によって定員数を超える必要があることも承知しております。これは府中町に限ったものではなく、保育所利用児童数に比べ、受皿となる施設が少ないということは、国全体の課題となっています。

一方で、病児・病後児保育は、子どもが病気のとくに必要となるサービスの特性から、利用者数の変動が大きく、運営が安定し難い面があり、こうした事業の特性を踏まえ、施設規模、定員等を設定する必要があります。

また、運営基準として、人員配置や面積要件等の基準があり、定員枠を拡大することは、施設規模や人員配置の見直しを必要とします。

以上のことを踏まえ、実際の運営において、必要時には定員を超えた弾力的な運用を行っており、定員を超える受入れも行っていること、年間を通せば、月平均が定員以上になるほど逼迫した状況が続いているわけではないということから、現時点で定員枠を拡大することは考えていません。

なお、病児保育室ダンボの予約状況が感染症の流行時期に満員が続いている状況についてですが、実態としては、当日のキャンセルが毎日のように発生しています。

当日のお問合せをいただくと、受入れ可能な場合もございますので、当日の利用については、ホームページ上の確認に加え、電話でもお問合せをしていただきたいと思います。

今後も、必要に応じた弾力的な受入れを継続するとともに、町内ではダンボのほか、あきさぼ保育園が診察後であれば、病児の受入れを実施しています。また、周辺市町とも病児・病後児保育の広域利用協定を締結していますので、広域的な施設の利用など、病児・病後児保育が利用できる施設について周知を図り、生活圏を同じくする地域全体で子育てを支援してまいります。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○副議長（齋藤 昇君） 2回目の質問はございますか。

4 番森本議員。

○4 番（森本将文君） 御答弁ありがとうございました。実態としては、前日時点で満員でも、当日キャンセルが発生して、受入れ可能な場合があるとのことですが、前日までに預けられるか分からない状況となりますと、基本的には保護者も休みを取る方向で調整することになると思いますので、ありがたい姿とまでは言えないように感じております。

一方で、事業の性質から、利用者数の変動が大きく、事業運営が安定し難いことから、定員枠を安易に増やすことが難しいこともおっしゃるとおりだと感じておりまして、例えば、お隣の広島市であれば、ファミリーサポートセンターにおいて病児・病後児を預かれるような体制になっております。

これは、こども家庭庁が発行している子育て援助活動支援事業、つまりファミリーサポートセンター事業の実施要綱の中で、病児緊急対応強化事業がうたわれており、その内容に基づき、広島市では病児・病後児援助についての専門講習会を受講した人に限り、病児・病後児を預かれるようになっています。

当制度であれば、病児保育室のスタッフと場所を拡大して、それを常時維持し続ける必要がないことから、町の財政面での負担も少なく、より柔軟で持続可能な受入れ体制が整うのではないのでしょうか。

今回、相談をいただいた方も、広島市から府中町に引っ越しをされてきた方でして、以前は選択肢としてあったものが、府中に越してきたところ、なくなってしまったということで、なぜという思いを持たれております。

つきましては、府中町において、ファミリーサポートセンターで病児や病後児を受け入れられることができないのか、お伺いします。

○副議長（齋藤 昇君） 答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（砂崎綾美君） 子育て支援課長です。4 番森本議員の2 回目の質問、ファミリーサポートセンターで病児や病後児を受け入れることができないのか、について答弁します。

ファミリーサポートセンターでは、現在、おねがい会員202名、まかせて会員86名、その両方の会員18名、合計306名の会員登録があり、事業を運営しています。

前年度実績で123人に対し、261時間分の援助活動を行っています。活動内容で最も多く利用されているのは、保護者の病気や休養等の場合の援助で、次に保護者の短時間臨時的な就労の場合の援助でした。

子どもの病気時の援助、通院援助もメニューにありますが、昨年度の利用実績はありませんでした。通院に限定したメニューのため、利用がなかったとも考えられます。

平成15年にファミリーサポート事業を開始したときは、軽度の病気の場合等の一時的、突発的な子どもの預かりも事業対象として行いましたが、平成22年に大阪府八尾市で発生したファミリーサポート事業の中での預かり保育中の事故により、子どもが死亡した事件を受け、国が事業の基準を見直す中で、まかせて会員の研修の実施が強化され、また、病児・病後児の保育については、議員が御説明されたとおり、病児緊急対応強化事業となり、専門講習会や医療機関、保育施設との連携強化等の条件が課されました。

当町は、ファミリーサポート事業を自営ではなく、委託して運営しているため、委託業者との協議の上、病児保育を行うことについては、リスクと負担が大きいと判断し、基本事業のみを行うこととしました。

その後、町として、病児保育の定員拡大、広域の協定締結等で病児保育の受入先の確保の拡大を行ってまいりました。

議員御指摘のように、通院の援助だけでなく、病児・病後児の保育援助まで可能とすれば、感染症のシーズンに病院等の施設が満員となり、受入れできない場合に、ファミリーサポートセンター事業として、会員の援助により、病児・病後児を受け入れることができれば、子育て世帯の支援に有効と考えられます。

ただし、預かる子どもの健康、安全が確保される水準を保障することができるのか、また、預かった会員が罹患するリスク等の課題もあるため、まずは先行市町の事例等を調査研究してまいります。

答弁は以上です。

○副議長（齋藤 昇君） 3回目の質問はございますか。

4番森本議員。

○4番（森本将文君） 御答弁ありがとうございます。指摘いただきましたとおり、預かられた会員の方が病気になってしまっただけでは、元も子もございませんので、また、預かられるお子さんのリスクといったところも十分に配慮する必要があると思います。

ですので、まずはそういったところをしっかりと研究していただきながら、導入検討といったところを進めていただくことをお願いしまして、私からの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○副議長（齋藤 昇君） 以上で、第1項、府中町の病児・病後児保育について、4番森本議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第2項、高齢者への外出支援の現状と対策は、10番西山議員の質問を行います。

10番西山議員。

○10番（西山 優君） 10番西山です。質問事項、高齢者への外出支援の現状と対策は、を一般質問させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

高齢者の社会参加と生きがいづくりは、高齢者個人と社会全体の健康と幸福に寄与する重要な要素であり、高齢者が積極的に外出することによって、本人は身体面や精神面でよい影響がもたらされ、生活の質が向上するとともに、社会的にも介護費、医療費などのコスト削減、地域活性化、消費拡大など効果が期待されると考えます。

一方、高齢者の外出ニーズは、健康状態や居住環境、経済状況などによって多様であることから、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画でも、外出する目的の創出のための様々な支援策が位置づけられています。

計画策定から1年が経過したところですが、町で取り組む外出支援策の現状について伺います。どうぞよろしく申し上げます。

○副議長（齋藤 昇君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） 福祉保健部長です。10番西山議員からの一般質問、高齢者への外出支援の現状と対策は、について答弁いたします。

高齢者の外出は、通院に限らず、買物や所要、友人との交流など、いろいろあると思いますが、その外出による効果は、御本人の身体面、精神面でよい影響がもたらされ、その結果、社会的にも医療費、介護費などのコストが削減されるとともに、消費拡大などの経済効果や地域活動の活性化につながると期待されています。

また、高齢者が外出することで、健康寿命の延伸や、介護予防などの効用が社会的に認められつつあり、各自治体による様々な取組も行われています。

こうした効果を期待し、高齢者の社会参加と生きがいづくりを促進するため、当町

が取り組んでいる事業が「高齢者いきいき活動ポイント事業」です。高齢者が外出し、他者と交流しながら社会参加の意欲を、具体的な活動に結びつけるきっかけづくりとして、活動実績に奨励金を支給しています。

地域住民が運営する介護予防教室や、町内会などが実施するふれあいいきいきサロン、グループをつくって行うラジオ体操やウォーキングへの参加などが対象活動となっており、これらの活動を行った65歳以上の高齢者に対し、ポイントを付与し、1万円を上限とする奨励金を支給し、社会参加を促進しています。

また、広島市や海田町と連携して、ポイント相互付与を行い、町外の広域的な交流も対象として実施しております。

この高齢者いきいき活動ポイント事業は、令和6年度から令和8年度を計画期間とする、府中町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画において、最終年度の令和8年度の目標値として参加率を30%としていましたが、令和5年9月1日から令和6年8月末までの令和6年度実績で、参加率30.9%となっております。参加人数は4,032人でした。

なお、現在実施中の令和6年9月からの活動実績はまだ集計しておりませんが、これまで未参加であった方へ周知するはがきを送付したところ、多くの方からポイント手帳交付希望があり、今後も参加率は伸びるものと期待しております。

高齢者いきいき活動ポイント事業は、御自分で外出してもらうためのきっかけづくりですが、その他の外出移動に係る支援として、町内を循環するつばきバスを含む公共交通や一部地域で運行しているデマンド型乗合タクシーがあり、引き続き、利便性が高く、持続可能な公共交通ネットワークの形成に努めてまいります。

今後は、町内の高齢化も進み、より外出移動の支援が必要となることも考えられます。

まずは、次年度の府中町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に向け、今年度中にアンケート調査等により、地域のニーズを把握することに努めたいと思います。町内のニーズを捉え、計画に基づき、支援につなげていきたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○副議長（齋藤 昇君） 2回目の質問はございますか。

10番西山議員。

○10番（西山 優君） 御答弁ありがとうございました。2回目は、府中町への要望
というような感じになります。

高齢者の日々の生活の中で重要なものとして、お買物があります。お買物に出かけ
て品物を選び、時には知人とお話をするとといった機会は、外出の機会、そしてフレイ
ル予防といった健康づくりの観点からも重要だと思えます。

しかしながら、町内の一部地域では、小売店が閉店し、買物が困難となったとの声
を聞いています。

そうした買物環境を、町独自で整えることは困難ですので、例えば、移動販売車な
どを持つ民間事業者との協力は欠かせず、その強化も必要と考えております。

今後、支障を来す地域が増えた際の対策として検討を進めていただくことを要望し、
私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（齋藤 昇君） 以上で、第2項、高齢者への外出支援の現状と対策は、
10番西山議員の質問を終わります。

ここでお諮りいたします。

本日はこれをもって延会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（齋藤 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次回は6月24日午前9時30分から会議
を開きます。御苦労さまでした。

延会。

（延会 午後 1時44分）